

令和 7 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和4年定例監査、令和4年財政援助団体等監査、令和5年定例監査、令和5年財政援助団体等監査、令和5年行政監査、令和6年定例監査、令和6年工事監査、令和5年度公営企業各会計決算審査、令和6年財政援助団体等監査及び令和6年行政監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年6月2日

東京都監査委員	龍 円 あいり
同	小 磯 善 彦
同	茂 垣 之 雄
同	後 藤 靖 子
同	小 粥 純 子

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	1 0
令和4年定例監査	1 7
令和4年財政援助団体等監査	1 8
令和5年定例監査	1 9
令和5年財政援助団体等監査	2 3
令和5年行政監査	2 8
令和6年定例監査	3 4
令和6年工事監査	4 7
令和5年度公営企業各会計決算審査	6 7
令和6年財政援助団体等監査	6 8
令和6年行政監査	8 6

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望をした事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和7年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）は、知事等関係機関が令和6年10月から令和7年4月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、令和4年から令和6年に実施した各種監査等において指摘又は意見・要望をした措置対象649件から前回までに措置済みとなっている532件を差し引いた117件のうち、65件（指摘：61件、意見・要望：4件）が改善された。残る52件については、改善中である。

また、今回、知事等関係機関から措置を講じた旨の通知があった案件（改善案件）の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置31件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組109件、合計140件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、主に次のようなものがある。

- ・ 発災時に安全確認が必要なライフライン設備の配置図の作成や掲示をしていない都立学校があったため、学校危機管理マニュアルでこうした設備の配置図例を見やすくした上で、発災時の安全対策について全都立学校に周知徹底した。
- ・ 台帳と現物の数が不一致であった有形固定資産について、適正処理を行った上で、局の自主監査で、事業所におけるこれら資産の突合作業についての実施状況確認や抽出による現物確認を毎年実施していくこととした。

当報告書に記載されている事例を参考に、適切な内部統制の構築と運用に取り組み、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、実効性のある再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 (前回ま でに改善済) B	今回通知 (今回改善) C	改善中 A-(B+C)	
令和 4 年	定例監査	令和 4. 1. 6 ～ 令和 4. 9. 6	指 摘	92	91	1	－	
			意見・要望	3	3	－	－	
			計	95	94	1	－	
	工事監査	令和 4. 1. 11 ～ 令和 5. 1. 12	指 摘	27	27	－	－	
			意見・要望	1	1	－	－	
			計	28	28	－	－	
	公営企業各会計 決算審査	令和 4. 6. 1 ～ 令和 4. 9. 6	指 摘	3	3	－	－	
			意見・要望	－	－	－	－	
			計	3	3	－	－	
	各会計歳入歳出 決算審査	令和 4. 7. 11 ～ 令和 4. 9. 6	指 摘	25	25	－	－	
			意見・要望	－	－	－	－	
			計	25	25	－	－	
	財政援助団体等監査	令和 4. 9. 5 ～ 令和 5. 2. 3	指 摘	50	49	1	－	
			意見・要望	8	8	－	－	
			計	58	57	1	－	
	行政監査	令和 3. 12. 20 ～ 令和 5. 2. 10	指 摘	12	12	－	－	
			意見・要望	－	－	－	－	
			計	12	12	－	－	
	小計			指 摘	209	207	2	－
				意見・要望	12	12	－	－
				計	221	219	2	－
令和 5 年	定例監査	令和 5. 1. 6 ～ 令和 5. 9. 7	指 摘	116	113	3	－	
			意見・要望	2	2	－	－	
			計	118	115	3	－	
	工事監査	令和 5. 1. 10 ～ 令和 6. 1. 11	指 摘	24	24	－	－	
			意見・要望	3	3	－	－	
			計	27	27	－	－	
	公営企業各会計 決算審査	令和 5. 6. 1 ～ 令和 5. 9. 7	指 摘	3	3	－	－	
			意見・要望	－	－	－	－	
			計	3	3	－	－	
	各会計歳入歳出 決算審査	令和 5. 7. 10 ～ 令和 5. 9. 7	指 摘	32	32	－	－	
			意見・要望	－	－	－	－	
			計	32	32	－	－	
	財政援助団体等監査	令和 5. 9. 4 ～ 令和 6. 2. 1	指 摘	48	42	5	1	
			意見・要望	2	2	－	－	
			計	50	44	5	1	
	行政監査	令和 5. 9. 4 ～ 令和 6. 2. 1	指 摘	20	14	3	3	
			意見・要望	16	10	2	4	
			計	36	24	5	7	
	小計			指 摘	243	228	11	4
				意見・要望	23	17	2	4
				計	266	245	13	8

監査 実施年	監査種別	監査実施 期 間	結果内訳	措置対象 A	措置済 (前回まで に改善済) B	今回通知 (今回改善) C	改善中 A- (B+C)
令和 6 年	定例監査	令和 6. 1. 5 ～ 令和 6. 9. 5	指 摘	58	41	11	6
			意見・要望	5	2	2	1
			計	63	43	13	7
	工事監査	令和 6. 1. 9 ～ 令和 7. 1. 9	指 摘	22	—	20	2
			意見・要望	—	—	—	—
			計	22	—	20	2
	公営企業各会計 決算審査	令和 6. 6. 3 ～ 令和 6. 9. 5	指 摘	1	—	1	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	1	—	1	—
	各会計歳入歳出 決算審査	令和 6. 7. 8 ～ 令和 6. 9. 5	指 摘	25	25	—	—
			意見・要望	—	—	—	—
			計	25	25	—	—
	財政援助団体等監査	令和 6. 9. 9 ～ 令和 7. 1. 30	指 摘	40	—	15	25
			意見・要望	2	—	—	2
			計	42	—	15	27
	行政監査	令和 6. 9. 9 ～ 令和 7. 1. 30	指 摘	4	—	1	3
			意見・要望	5	—	—	5
			計	9	—	1	8
小計			指 摘	150	66	48	36
			意見・要望	12	2	2	8
			計	162	68	50	44
合 計			指 摘	602	501	61	40
			意見・要望	47	31	4	12
			計	649	532	65	52

(表 2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件、%)

監査実施年	結果内訳	措置対象 A	措置済 (前回まで に改善済) B	今回通知 (今回改善) C	改善率 (B+C)/A×100	改善中 A-(B+C)
令和 4 年	指 摘	209	207	2	100	—
	意見・要望	12	12	—	100	—
	計	221	219	2	100	—
令和 5 年	指 摘	243	228	11	98.4	4
	意見・要望	23	17	2	82.6	4
	計	266	245	13	97.0	8
令和 6 年	指 摘	150	66	48	76	36
	意見・要望	12	2	2	33.3	8
	計	162	68	50	72.8	44

(表 3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

監査種別 措置区分		令和 4 年		令和 5 年			令和 6 年					計
		定例	財政 援助 団体等	定例	財政 援助 団体等	行政	定例	工事	公営企 業各会 計決算 審査	財政 援助団 体等	行政	
1 是正・改善措置	ア 返還・ 戻入等	－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	5
		－	－	－	－	－	－	－	－	5	－	5
	イ 財産・ 物品管理	－	－	－	2	1	1	－	－	－	－	4
		－	－	－	2	2	1	2	－	－	－	7
	ウ 会計処理	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1
		－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	1
	エ 事務処理等	－	－	－	3	2	3	1	－	2	1	12
		－	－	－	3	3	7	1	－	3	1	18
小計	－	－	－	5	3	4	1	1	7	1	22	
	－	－	－	5	5	8	3	1	8	1	31	
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正	1	－	1	－	－	－	1	－	－	－	3
		1	－	1	－	－	－	3	－	1	－	6
	イ 契約・仕様 等の見直し	－	1	1	－	－	5	1	－	2	－	10
		－	1	1	－	－	5	2	－	3	－	12
	ウ ルール・ 体制の構築	－	－	1	－	2	4	6	－	5	－	18
		1	－	2	－	5	6	16	1	12	1	44
	エ 研修等の 実施	－	－	－	－	－	－	11	－	1	－	12
		－	1	1	3	2	8	20	1	11	－	47
	小計	1	1	3	－	2	9	19	－	8	－	43
		2	2	5	3	7	19	41	2	27	1	109
合 計		1	1	3	5	5	13	20	1	15	1	65
		2	2	5	8	12	27	44	3	35	2	140

(注 1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注 2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占有・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起したもの

1 主な措置事例

監査の指摘等に対し知事等が講じた是正・再発防止や改善の措置の中から、全庁横断的な啓発効果が高いものや都民サービスの改善に直結するもの、経費の削減につながるものなど、各局の事務改善の参考となる事例を選定している。

電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備したもの

p. 42 教育庁 No. 24（令和6年定例監査）

指摘の概要

発災時に備え、電気・上水道等ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒や避難してくる地域住民の安全を守る上で重要である。そのため、庁は「学校危機管理マニュアル」を作成し、ライフラインの安全確認の手順や、分電盤等設備の配置図の作成及び保管・掲示を各都立学校に求めている。

しかしながら、一部の都立学校では、配置図の作成や掲示を行っていないなど、発災後に速やかな安全確認を行える状況となっていなかったため、各都立学校には発災時のライフラインの安全対策の準備をするよう、庁には各都立学校を適切に指導するよう求めた。

措置の概要

各都立学校は、ライフラインに係る配置図の作成や見直しを行い、職員室や経営企画室等への掲示や安全確認の手順書を作成するなど、発災時に備えた安全対策に取り組んだ。

また、庁は、指摘の内容を全都立学校へ周知したほか、マニュアルを改定した際に、ライフラインに係る配置図例を見やすくするなどして全都立学校へ周知するとともに、説明会を開催し、改めて注意喚起を行った。

地下躯体にあらかじめ配置すべき鉄筋の不備を是正した上で、積算チェックリストにこうした鉄筋の確認項目を追加し、その確認を徹底することとしたもの

p. 63 下水道局 No. 46（令和6年工事監査）

指摘の概要

局は、雨水ポンプ棟地下躯体の建設工事において、地下躯体を地上で構築して地中に沈下させる工法を採っている。その際、支障となる階段及び床は、所定の深さまで躯体の設置が完了した後、別途工事で築造するとしている。

しかし、設計図書を見ると、本工事で築造する壁や梁内にあらかじめ配置しておくべき階段の鉄筋が、本工事の設計図に記載されておらず、費用も計上されていなかったため、地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うよう求めた。

措置の概要

局は、本工事の受注者に対し、既存の実施設計の設計図に基づき、階段部の鉄筋を施工するよう工事変更の通知を行った。

この工事変更通知に基づき、既に一部の階段の鉄筋は施工されており、以後、残りの階段の鉄筋についても、順次施工する予定である。

また、課長代理会において指摘内容を説明し、後工事と関連する部分の施工についての確認を確実にを行うよう周知徹底するとともに、積算チェックリストにあらかじめ配置しておくべき鉄筋について確認する項目を追加し、その確認を徹底した。

さらに、工事の設計・監督業務を担当する職員に対して、工事監査フォローアップ研修を実施し、指摘内容や再発防止についての注意喚起を行った。

削除漏れがあった有形固定資産について、備品管理票を作成し、毎年、固定資産台帳と現品の突合確認を行うこととしたもの

p. 67 交通局 No. 49（令和5年度公営企業各会計決算審査）

指摘の概要

局の固定資産台帳の数値と現物を照合したところ、交通事業会計の固定資産台帳において、処分したバスの車載放送装置や自動料金収納機等の価額の削除漏れがあり、有形固定資産を適正に計上するよう求めた。

措置の概要

局は、令和6年6月までに削除漏れとなっている資産の除却処理を完了した。

また、所長会において、各所属長に対し、適正な事務処理について注意喚起するとともに、当該部の全事業所に対し、車載放送装置や自動料金収納機等について、他の備品と同様に備品管理票を作成・保管すること、毎年度固定資産台帳と現品の突合確認を行うことを指示した。

あわせて、本局職員による全車庫・自動車工場への自主監査において、突合作業の実施状況の確認や抽出による現物確認を実施し、これらの対応を今後毎年実施していくこととした。

地震発生時における職員の参集基準を見直した上で、この参集基準が職員に周知されるよう全職員を対象とした安否状況確認や参集訓練を実施したもの

p. 71 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター No. 53

(令和6年財政援助団体等監査)

指摘の概要

法人は、首都直下型地震等に備え「東京都健康長寿医療センターBCP（注）一震災編一」を策定し、職員の参集基準を定めている。また、これに基づき「危機管理マニュアル」を策定するとともに、法人の全職員に携帯用の防災カードを配布し、これらに参集基準を記載している。

これらの参集基準を確認したところ、危機管理マニュアル及び防災カードに記載された大規模地震発生時の参集基準がBCPのそれと異なる内容となっていた。

そこで、BCP等における地震発生時の参集基準について、業務継続体制が確実に確保されるよう記載を統一することを求めた。

措置の概要

法人は、BCPの参集基準を見直した上で改訂し、職員ポータルサイトを通じて職員に周知した。また、これに合わせて危機管理マニュアルを改訂するとともに、防災カードの記載も修正した。

また、今後、BCPや危機管理マニュアルを改訂する場合は、両者を一体的に検討し、相互にかい離が生じないように留意してその改訂内容を正しく防災カードに記載することとし、各部署防災担当者の会議において、これらを周知した。

さらに、職員に正しい参集基準が周知されるよう、災害対策本部立ち上げ訓練の際、全職員を対象とした安否状況確認及び参集訓練を実施した。

（注）災害などの緊急事態が発生したときに、損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画

診療費の未収金について弁護士による債権回収を活用するとともに、交通事故未収金管理表を用いた管理を行うなどの再発防止策を実施するもの

p. 74 地方独立行政法人東京都立病院機構 No. 56
(令和6年財政援助団体等監査)

指摘の概要

病院では、診療費の未収金について、弁護士に債権回収を委任するなど、その回収に取り組んでいるが、過年度の高額未収金案件について、交通事故の自賠責保険による支払が滞り、督促が1年以上行われていないものや、海外にいる家族からの分割支払が滞り、督促が3年以上行われていないものがあった。

未収金回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要なため、未収金管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うよう求めた。

措置の概要

法人は、患者家族と連絡がつかないなどのことから、両案件について、それぞれ弁護士に債権回収を委任した。

また、再発防止策として、①交通事故の案件については、患者・加害者・損害保険会社と継続的に交渉し、診療費の支払までのスケジュールを交通事故未収金管理表で管理することとした。②診療費を分割支払している案件については、分割納入者リストに基づき入金確認を行うとともに、確認ができない場合は速やかな催告を行うこととした。③未収金高額上位20件については、高額案件管理表で管理し、毎月最低一回は医事課長を交えた関係者で情報共有を行うこととした。④法人は、通知文で各病院等に対して事案の共有と注意喚起を行うとともに、事務局長会において回収が困難なものは弁護士への委任を積極的に活用するよう周知した。

委託業務の契約を一本化し、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ったもの

p. 34 都市整備局 No. 16 (令和6年定例監査)

意見・要望の概要

局は、同一部で運用する2つのポータルサイトのホスティング業務を個別に委託しており、いずれも100万円未満のため随意契約であった。

これらの契約は、その内容から合わせて1件の契約とすることが可能であり、そうした場合には100万円を超えるため、入札による契約手続となり、競争性の向上や事務処理の効率化を図ることができる。

そこで、これらのホスティング業務委託について、契約をまとめるなどの見直しを検討するよう要望した。

措置の概要

局は、2つのポータルサイトの運営について、ホスティング業務のみならず、更新・維持管理業務も含めた委託業務について、契約を一本化した。

また、新たにポータルサイトを立ち上げる際は、コスト面や事務処理の効率化などの観点から十分な検討を行い、必要に応じて既存の委託業務の中に集約することを部課長会で周知した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「事項」のうち意見・要望事項には「※」を付けている。

また、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには「◎」を、その他、該当するものには「○」を付けている。

さらに、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和4年定例監査											
1	建設局	（単価契約工事について）400万円以上の即時性のある工事について地方自治法に沿った契約方法を検討すべきもの					◎		○		17
令和4年財政援助団体等監査											
2	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	（更新未了となった排水設備について）更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの						◎		○	18
令和5年定例監査											
3	都市整備局	（単価契約工事について）（事業用地等維持管理について）特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの					◎		○	○	19
4	建設局	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの						◎			20
5	建設局	（単価契約工事について）（特殊製品組合せ費について）機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの							◎		21
令和5年財政援助団体等監査											
6	生活文化スポーツ局（注）（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの					◎				23
7	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの					◎				24
8	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの					◎			○	25
9	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの		◎						○	26
10	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの		◎						○	27

（注）令和7年4月1日実施の組織改正により、生活文化局スポーツ局は、生活文化局に名称変更し、都民安全総合対策本部及びスポーツ推進本部が設置された。以後同じ。

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
令和 5 年行政監査											
11	産業労働局（多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保すべきもの				◎			○		28
12	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信すべきもの				◎			○		29
13	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	公園サイン設計の手引きを改訂し社会事情に対応した基準等の改正を反映した案内表示をすべきもの		◎		○			○		30
14	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	※指定管理者におけるマニュアルの改訂について							◎	○	32
15	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	※園内マップ及び園内案内板の掲載情報について		○					◎	○	33
令和 6 年定例監査											
16	都市整備局	※（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）ポータルサイトのホスティング業務委託について				◎				○	34
17	環境局	消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの						◎		○	35
18	保健医療局	（看護師等修学資金について）貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの				◎			○	○	36
19	産業労働局	消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの						◎		○	37
20	港湾局	消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの				○		◎		○	38
21	交通局	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの				◎				○	39
22	交通局	単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの						◎	○		40
23	教育庁	（学校危機管理計画について）校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの				○			◎		41
24	教育庁	（学校危機管理計画について）電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの				○			◎		42
25	教育庁	（学校危機管理計画について）教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの				○			◎		43
26	教育庁	※（学校危機管理計画について）学校危機管理マニュアルについて							◎	○	44
27	教育庁	（災害用備蓄品について）災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの		◎						○	45
28	教育庁	防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第 12 条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの						◎			46
令和 6 年工事監査											
29	都市整備局	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの							○	◎	47
30	環境局	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							○	◎	48
31	保健医療局	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの		○					◎	○	49
32	産業労働局	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		○			○			◎	51
33	産業労働局	汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの						○	○	◎	52
34	建設局	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの							◎	○	53
35	建設局	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの							○	◎	53
36	建設局	屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの							○	◎	54
37	港湾局	橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの								◎	55

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
38	港湾局	人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの							○	◎	56	
39	港湾局	大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	57	
40	港湾局	工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの					◎			○	58	
41	東京消防庁	（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について）杭工事の単価設定を適正に行うべきもの							○	◎	59	
42	東京消防庁	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの						◎	○	○	59	
43	東京消防庁	（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について）任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの							○	◎	60	
44	交通局	工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの								◎	61	
45	水道局	材料費の単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	62	
46	下水道局	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの					◎		○	○	63	
47	下水道局	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの					○		◎	○	64	
48	教育庁	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	65	
令和 5 年度公営企業各会計決算審査												
49	交通局	有形固定資産を適正に計上すべきもの				◎				○	○	67
令和 6 年財政援助団体等監査												
50	生活文化スポーツ局（学校法人戸板学園）	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	◎								○	68
51	生活文化スポーツ局（学校法人東京成徳学園）	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	◎						○			69
52	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの									◎	70
53	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの					◎			○	○	71
54	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの								◎		72
55	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの					◎			○	○	73
56	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	◎							○	○	74
57	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	修繕契約を適正に行うべきもの					○			◎	○	75
58	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの							○	◎	○	77
59	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの								◎	○	78
60	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの							◎	○	○	80
61	港湾局（新中央航空株式会社、全日本空輸株式会社）	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	◎					○				82
62	港湾局（東海汽船株式会社）	補助金を返還すべきもの	◎							○	○	83
63	交通局（東京交通サービス株式会社）	廃棄物の処理を適正に行うべきもの								◎	○	84

番号	対象局（団体）	事 項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
64	交通局（東京交通サービス株式会社）	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの						◎	○		85	
令和 6 年行政監査												
65	生活文化スポーツ局	ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの					◎			○		86

(表5) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
【債権管理】													
18	保健医療局	6 定例	(看護師等修学資金について)貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの				◎			○	○	36	
55	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	6 財援	公務災害の補償請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの				◎			○	○	73	
56	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	6 財援	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	◎						○	○	74	
【契約（仕様・積算）】													
8	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5 財援	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきもの				◎				○	25	
22	交通局	6 定例	単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの						◎	○		40	
63	交通局（東京交通サービス株式会社）	6 財援	廃棄物の処理を適正に行うべきもの							◎	○	84	
【契約（履行確認）】													
58	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	6 財援	業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認すべきもの							○	◎	○	77
【契約（その他）】													
1	建設局	4 定例	（単価契約工事について）４００万円以上の即時性のある工事について地方自治法に沿った契約方法を検討すべきもの						◎		○		17
2	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	4 財援	（更新未了となった排水設備について）更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの							◎		○	18
3	都市整備局	5 定例	（単価契約工事について）（事業用地等維持管理について）特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの						◎		○	○	19
4	建設局	5 定例	（都立公園等におけるナラ枯れ対策について）コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの							◎			20
5	建設局	5 定例	（単価契約工事について）（特殊製品組合せ費について）機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの								◎		21
9	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	5 財援	消防用設備について不良と判定された箇所のは是正をすべきもの		◎							○	26
10	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	5 財援	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの		◎							○	27
16	都市整備局	6 定例	※（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について）ポータルサイトのホスティング業務委託について				◎					○	34
17	環境局	6 定例	消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの							◎		○	35
19	産業労働局	6 定例	消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの							◎		○	37
20	港湾局	6 定例	消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの				○			◎		○	38
21	交通局	6 定例	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの				◎					○	39
28	教育庁	6 定例	防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第１２条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの							◎			46

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
52	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	6 財援	特命随意契約の締結に当たり、規程に基づき、相手方を選定した根拠を明確にした上で契約を締結すべきもの									◎	70
57	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	6 財援	修繕契約を適正に行うべきもの				○				◎	○	75
59	保健医療局（地方独立行政法人東京都立病院機構）	6 財援	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの								◎	○	78
60	産業労働局（地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター）	6 財援	成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの							◎	○	○	80
64	交通局（東京交通サービス株式会社）	6 財援	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの							◎	○		85
【補助金等】													
6	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5 財援	（助成金の交付について）交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの				◎						23
7	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	5 財援	（助成金の交付について）各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの				◎						24
50	生活文化スポーツ局（学校法人戸板学園）	6 財援	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	◎								○	68
51	生活文化スポーツ局（学校法人東京成徳学園）	6 財援	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	◎							○		69
61	港湾局（新中央航空株式会社、全日本空輸株式会社）	6 財援	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	◎				○					82
62	港湾局（東海汽船株式会社）	6 財援	補助金を返還すべきもの	◎							○	○	83
【財産管理】													
49	交通局	5 公決	有形固定資産を適正に計上すべきもの			◎					○	○	67
【設計】													
29	都市整備局	6 工事	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの								○	◎	47
34	建設局	6 工事	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの								◎	○	53
37	港湾局	6 工事	橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきもの									◎	55
46	下水道局	6 工事	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの				◎				○	○	63
【積算（単価設定）】													
38	港湾局	6 工事	人孔材料の単価設定を適正に行うべきもの								○	◎	56
41	東京消防庁	6 工事	（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について）杭工事の単価設定を適正に行うべきもの								○	◎	59
45	水道局	6 工事	材料費の単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	62
【積算（数量算出等）】													
42	東京消防庁	6 工事	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの							◎	○	○	59
47	下水道局	6 工事	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの					○			◎	○	64
【積算（諸経費等）】													
30	環境局	6 工事	急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの								○	◎	48

番号	対象局（団体）	監査 種別	事 項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
39	港湾局	6 工事	大型遊具を含む工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	57	
【施工】													
31	保健医療局	6 工事	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの		○					◎	○	49	
32	産業労働局	6 工事	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		○			○			◎	51	
35	建設局	6 工事	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの							○	◎	53	
36	建設局	6 工事	屋根工事における墜落防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの							○	◎	54	
40	港湾局	6 工事	工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきもの					◎			○	58	
48	教育庁	6 工事	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	65	
【その他】													
11	産業労働局（多摩産業交流センター指定管理共同企業体）	5 行政	多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保すべきもの					◎			○	28	
12	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	5 行政	公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信すべきもの					◎			○	29	
13	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	5 行政	公園サイン設計の手引きを改訂し社会事情に対応した基準等の改正を反映した案内表示をすべきもの		◎			○			○	30	
14	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	5 行政	※指定管理者におけるマニュアルの改訂について								◎	○	32
15	建設局（公益財団法人東京都公園協会）	5 行政	※園内マップ及び園内案内板の掲載情報について		○						◎	○	33
23	教育庁	6 定例	（学校危機管理計画について）校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの					○			◎		41
24	教育庁	6 定例	（学校危機管理計画について）電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの					○			◎		42
25	教育庁	6 定例	（学校危機管理計画について）教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの					○			◎		43
26	教育庁	6 定例	※（学校危機管理計画について）学校危機管理マニュアルについて								◎	○	44
27	教育庁	6 定例	（災害用備蓄品について）災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの		◎							○	45
33	産業労働局	6 工事	汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの							○	○	◎	52
43	東京消防庁	6 工事	（杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について）任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの								○	◎	60
44	交通局	6 工事	工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの									◎	61
53	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	6 財援	地震発生時の職員の参集基準について記載の統一を図るべきもの					◎			○	○	71
54	福祉局（地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター）	6 財援	コンプライアンス研修について検討し、内部統制の取組の実効性を確保すべきもの								◎		72
65	生活文化スポーツ局	6 行政	ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの					◎			○		86

〔令和４年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
1	建設局	(単価契約 工事について) 400万円以上の即時性のある工事について地方自治法に沿った契約方法を検討すべきもの	局は、河川を維持、管理することを目的として、設計を行った上で競争入札に付する総価契約工事では対応が困難な、即時性がありかつ1件400万円未満の小規模な工事を対象として、単価契約工事を各建設事務所等において締結している。 維持補修等を統括する河川部は、単価契約工事運用の手引により、指示工事の範囲、指示、施工、工事内容の確認方法等を定めている。 (1) 境川の洗掘対策等について 南多摩東部建設事務所は、河川維持工事(単価契約)により、河床整正工等を行っているが、そのうち、「走路設置」、「洗掘部玉石設置」、「河床整正」及び「走路の撤去」の4件の指示工事をまとめて1件の工事請負契約として施行すべきものである。 (2) 南浅川の瀬替えについて 南多摩西部建設事務所は、河川維持工事(単価契約)により、南浅川の維持工事を行っているが、そのうち、「仮設搬入路の設置」及び「仮設搬入路の撤去」の2件の指示工事をまとめて1件の工事請負契約として施行すべきものである。 ところで、通常の工事請負契約は、設計図、特記仕様書等により請負の目的物を明確にしなければ入札を行えないが、緊急の必要により設計のいとまがないときは地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約ができる。この場合、東京都工事施行規程に基づき、設計・起工を行わないまま随意契約により緊急工事を行うことができる。 ところが、局は、緊急工事は災害等による損害が発生した場合等に限定的に適用するものとしている。 1件400万円以上の即時性はあるが緊急工事に該当しない工事については、速やかな契約締結手段がないこととなり、適正でない。 部は、400万円以上の即時性のある工事について、地方自治法に沿った契約方法を検討されたい。	指摘の原因は、河川または河川管理施設等において、災害防除のために施設の維持が必要な場合等の即時性のある400万円以上の工事についての契約締結手段が定められていなかったことにある。 局は、局内関係部署による「単価契約制度見直しPT」を発足し、令和5年度中に契約方法改善に向けた基本方針を定め、具体的な改善策を確定するよう検討を行った。また、令和6年3月に「建設局単価契約実施要綱」を新たに策定し、局内における単価契約の考え方を定めた。 河川部は、「建設局単価契約実施要綱」を基に、総額競争方式による単価契約の試行として一部で行いながら、課題の検討を行った。また、令和6年10月17日実施の維持担当者会議にて各事務所へ意見照会を行った。さらに、令和6年11月26日、令和7年1月31日に実施した単価契約制度見直しPTにおいて、各部への意見照会や記載内容の調整も行った。これらを踏まえ、各方式の定義や適用要件について定めた「河川事業に係る単価契約運用要領」を令和7年2月28日に策定し、同日付けで各事務所に通知の上、同年4月1日に運用を開始した。【2-ア、2-ウ】				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
					◎		○	

〔令和４年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
2	建設局（公益財団法人東京動物園協会）	(更新未了となった排水設備について) 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの	協会は、井の頭自然文化園の分園の下水道料金が増加したため、汚水量及び降水量を調査したところ、台風が通過した後に汚水量が増大することを把握した。このことは、汚水の排水設備に地下水又は雨水が流入していることを意味するため、局は、地下水等の流入防止を目的として老朽化した汚水排水設備を更新することとし、工事を実施している。 しかし、更新工事の着工後、想定しない地下埋設物が多数見つかったため、工事の進捗が遅れ、年度内に全てを更新することができないと判明したことから、局は協会と協議の上、排水管502.4mのうち274.4m、樹53か所のうち12か所について更新しないまま工事を完了することとした。その結果、実施設計において地下水等の流水が確認された箇所については更新されないままとなっている。 そこで、協会に更新工事後の汚水量と降水量の推移について確認したところ、依然として降水量が多い月には汚水量が増加している状況であることから、更新工事により、地下水等の流入を防止する目的は達成されていないと認められる。 以上のことから、更新工事を、排水管の老朽化及び地下水等の流入防止対策を目的として実施したものの、その目的を達成していないにもかかわらず、局が原因を調査の上、対策を講じていないことは適正でない。 局は、地下水等の流入防止の目的が達成されるよう、更新未了の排水設備について原因を調査の上、対策を講じられたい。	本件は、工事未了箇所について、十分な経過観察を行わず積極的な調査検討も行わなかったことが原因と考えられる。 東部公園緑地事務所は、令和4年11月15日開催の課長代理会において、指摘事項を周知し、同様の事象を繰り返さないよう注意喚起した。【2－エ】 また、令和5年度に排水施設調査を実施した結果、地下水の流入箇所を特定したため、令和6年6月に契約した老朽施設改修基本実施設計により今後行う補修工事の実施設計を行った。そして、この設計を基に、令和7年3月14日に地下水流入箇所改修工事を含む老朽施設補修工事を契約し、対策を講じることとした。【2－イ】								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

〔令和５年定例監査〕

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
3	都市整備局				(単価契約工事について)(事業用地等維持管理について)特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善すべきもの				「事業用地等維持管理(単価契約)運用の手引き」において、市街地整備事業等で施工されている現場では、特殊な材料が多く使われており、現在の単価契約の工種では対応することが困難な場合があることから、その場合には「特殊製品組合せ費」という材料単価を設定し運用することができるとしている。 工種に設定していない特殊な材料については、特殊製品組合せ費により計上し、その施工に係る工事費(労務費)については、あらかじめ必要となる工種(普通作業員、電工、運転手等)を設定して、これにより実施することとなる。 ところで、特殊製品組合せ費の対象ではないものや、材料費と工事費に分解できずそれぞれの金額を算出することができないものについては、特殊製品組合せ費により即時性のある施工ができないこととなる。 したがって、市街地整備部は、即時性を必要とする市街地整備事業等の施工現場における事例を把握・分析・検証し、特殊製品組合せ費により計上できない経費について、適正かつ効率的な対応策を講じ、即時性のある施工を可能とする必要がある。 部は、特殊製品組合せ費により計上できない経費について対応できるよう改善されたい。	本指摘の原因については、市街地整備部において、当初契約で設定していない施工内容が発生し、機械損料や複合単価等を含む場合、計上する方法が現行では未設定であること、特殊製品組合せ費の運用についての事務所及び職員の認識不足や事務所内の情報共有の不足と捉えている。 部は、令和5年定例監査での指摘を踏まえ、特殊製品組合せ費の運用に当たっての適切な適用が図られるよう、令和5年7月26日付通知文により、改めて事務所へ周知・徹底した。【2-エ】 部は、特殊製品組合せ費の適正な運用に向け、令和6年度第2四半期より、事務所に対し、過去の監査での指摘など、留意事項について定期的な確認・共有を行い、意識啓発を図っているか等、四半期ごとの報告を求め、実施状況を確認している。【2-ウ】 また、部は、当初契約で設定していない施工内容の発生に伴う機械損料や複合単価等について、事業用地等維持施工組合せ費を設定し、計上方法を定めた。このことについて、令和7年3月10日付通知文により事務所に周知し、同年4月1日より運用を開始した。【2-ア】
	1				2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
					◎		○	○		

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
4	建設局				(都立公園等におけるナラ枯れ対策について)コナラ等の大径木について経済的なナラ枯れ対策を検討すべきもの				ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシが媒介するナラ枯れ菌に感染した樹木が9月頃に枯死するものである。 枯死した樹木で新しく成虫となったカシノナガキクイムシは、1穿孔当たり数十から数百に及び、翌年6月に周辺の樹木に移動するため、翌年度はより多くの樹木が枯死することとなり、感染の拡大は急速なものとなる。 また、樹齢50年以上胸高直径30cm以上のコナラ等の大径木は感染すると全枯れしやすく、全枯れが発生した場合、周辺の樹木も翌年度に被害を受けることとなる。 そこで、枯死するリスクの高い大径木を対象に、森林の更新を進めることで、今後の被害発生を抑制することができる。 部は、コナラ等の大径木について、経済的なナラ枯れ対策を検討されたい。	本件は被害への対処を優先して実施していた事業に対して、併せて予防的な措置を行う必要性があるとの意見があったものである。 公園緑地部は、令和6年度の雑木林管理では、小山内裏公園などの丘陵地公園について、ナラ枯れの被害を受けやすい大径木を優先して更新を行う区域を設定した。 また、令和7年度の雑木林管理においては、ナラ枯れ被害の更なる予防に向けた森林の更新を更に進めることとし、ナラ枯れの被害を受けやすい大径木の更新を図る対象区域を拡大して、令和7年度予算を確保した。【2-イ】 指定管理者は、令和7年2月から同年3月にかけて、令和7年度に実施する雑木林更新に先駆け、ナラ枯れの被害拡大抑制につながる雑木林の更新に向けて、ナラ枯れの被害を受けやすい大径木を優先して更新した。【2-イ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎												

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
		措置区分		
5	建設局	(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの	南多摩西部建設事務所及び第四建設事務所で締結している単価契約工事について、指示工事の内容を見たところ、次のとおり適正でない点が見受けられた。 (1) 南多摩西部建設事務所では、契約で単価を定めていない直径のコンクリート削孔について、積算基準に基づき積算した設計金額を、直径等が異なるコンクリート削孔の契約工種の単価で除して数量を算出し、その工種の単価に数量を乗じた金額により支払っている。 契約で工種として単価を定めていない内容の工事を行う場合は、積算基準に基づき単価を積算した上で、労務費については歩掛を使用し、普通作業員等の工種により支払うとともに、材料費については特殊製品組合せ費で支払うべきところであるが、機械損料等については支払方法を定めていない。 このため、所は機械損料等を含む設計金額を支払うに当たり、設計金額に機械損料等を含む直径等が異なるコンクリート削孔の契約工種を使用したものである。 しかしながら、実際には使用していない契約工種により支払うことは適正でない。 (2) 第四建設事務所は、契約で単価を定めていない規格の薄層カラー舗装を行うため、物価資料の単価を用いて積算している。この単価は、材料費・労務費・機械損料等から構成される複合単価であることから、契約で単価を定めた工種により支払うため、所は、材料費を物価資料から算出して特殊製品組合せ費により支払うとともに、労務費として材料費を差し引いた金額を、普通作業工の単価で除して数量を算出し、その数量により普通作業工として支払っている。 (次頁へ続く)	単価契約工事における機械損料等の支払方法について、「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」に明記されていなかったことが指摘の発生原因である。 道路管理部は、道路維持関係検討委員会を新たに発足し、単価契約工事で適切に機械損料等を支払う方法について、「道路維持関係(単価契約)運用の手引き」の改訂に向けた方針を示した。また、委員会やその作業部会において、適正な契約工種となるよう改訂案を提示し、各事務所への意見照会や記載内容の調整等、運用面を含め検討を進めてきた。これまでの検討内容を踏まえ、令和7年3月7日に手引を改訂し、契約で単価を定めていない機械損料等に対応できるよう「道路維持施工組合せ費」という単価を新たに導入し、使用方法を定めた。また、令和7年3月7日付けで各事務所に通知の上、同年4月1日以降の発注案件より適用を開始した。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
5	建設局				(単価契約工事について)(特殊製品組合せ費について)機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善すべきもの				(前頁から) しかしながら、薄層カラー舗装工の単価には機械損料等が含まれており、機械損料等は労務費ではないことから、複合単価から材料費を差し引いたものを労務費として支払うことは適正でない。 これらのように両所が適正でない方法により工事費を支払っていることは、道路管理部が、単価契約工事で契約していない工種を使用して即時性のある維持補修をする場合に、機械損料等の工事に係る経費を支払う方法を定めていないことによるものである。 部は、機械損料等の工事に係る経費を支払えるよう単価契約工事の仕組みを改善されたい。	
	1				2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
						◎				

〔令和５年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約		講じた措置の概要					
	措置区分									
6	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定めるべきもの	財団は、都からの出えん金等を原資として、芸術団体等に対し助成金等を交付する事業を行っている。 ところで、助成対象経費に消費税等を含めて交付している助成金等で、助成対象事業者が消費税の課税事業者である場合に、事業者が助成金交付後に消費税等の確定申告で仕入税額控除を行って納税すると、助成対象経費に含まれる消費税等を実質的に負担していないことになるため、当該控除額に対応する助成金額の返還を求めることが必要である。 このため、そのような場合を想定して、消費税等の返還に関する手続規定を助成金交付要綱等に定めなければならないが、各種助成等事業の交付要綱等には該当規定がないことが認められた。 また、局は、都からの出えん金を原資とした助成等事業の交付要綱等の制定の際に、財団から協議を受けていながら、本件について看過した。 財団は、助成金交付要綱等において助成対象経費に含まれる消費税等の取扱いを適正に定められたい。 局は、財団に対して適切に指導されたい。		財団は、芸術団体等に助成金を交付する事業に係る助成対象経費に消費税及び地方消費税に相当する額を含めないよう、要綱を令和6年12月14日付けで改正し、同日から施行した。 令和7年1月8日の公募から改正後の要綱に基づき助成事業を実施している。【1－エ】					
		1	2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
				◎						

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
7	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	（助成金の交付について）各要綱により助成額の算定方法を定めるべきもの	財団は、都からの出えん金等を原資として芸術団体等に対し助成金等を交付しており、助成金交付要綱を定め、交付決定後に助成対象者に「助成金事務手続きの手引き」を交付している。 財団は、実績額の確定に当たり、手引に基づき助成対象経費を科目ごとに報告させ、科目別の実績額が申請額を上回った場合には助成額を申請額としているが、要綱には定められていない。 また、公募ガイドラインに基づき、助成対象団体が事業に当たり利益を計上した場合、利益分を助成金額から差し引いているが、要綱上は事業実施に係る経費の2分の1を補助するとのみ規定している。 助成額の算定方法については、交付申請時に申請者が把握できるよう、各要綱で定める必要があるが、公募ガイドライン、手引により定めていることは適正でない。	財団は、芸術団体等に助成金を交付する事業について、①助成対象経費を科目ごとに報告させ、科目別の実績額が申請額を上回った場合には助成額を申請額とすること、②助成対象団体が事業に当たり利益を計上した場合、利益分を助成金額から差し引くことを令和6年12月14日付けで要綱に定め、同日から施行した。 令和7年1月8日の公募から改正後の要綱に基づき助成事業を実施している。【1－エ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
				◎				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
8	生活文化スポーツ局（公益財団法人東京都歴史文化財団）	収蔵作品のデジタルデータ化について用途に応じた仕様を定めるなどすべきものの	写真美術館は、委託契約によりデジタルカメラを用いて収蔵作品の複写と資料情報システム用のデジタルデータの加工を行っている。江戸東京博物館は、所蔵資料のうちフィルムのデジタル化を委託し、また、所蔵資料の管理をする資料情報システムに、デジタルデータを格納する委託を契約している。 ところで、デジタルデータの作成に当たっては、画像サイズ、圧縮率、解像度など、作成する画像データの詳細を指定するとともに、資料情報システムでの利用やWEBサイトでの利用、印刷物での利用等、各用途に合わせたデータとする必要があり、さらに、データを委託により作成する場合には、作成するデータの内容を仕様書により明確に定めておく必要がある。 しかしながら、各契約を見ると、①データ作成に必要な仕様を仕様書に記載していない、②用途に応じた適切な仕様となっていない、③受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載していないものが認められ、適正でない。 財団は、各館において、用途に応じた適切な仕様を定め、受託者に行わせる業務を仕様書に明確に記載されたい。	財団は、令和5年12月19日には、全館の管理職で構成する財団連絡会議において明確な仕様内容を定める必要性などについて周知・徹底するとともに、同月21日には、全館の管理係長・経理係長に対しても同内容を周知・徹底した。加えて、令和6年2月9日開催の経理担当者会議においても、明確な仕様内容を定める必要性などについて改めて周知・徹底した。【2－エ】 これらの周知により、写真美術館では、令和6年度の収蔵作品のデジタルデータ化のための契約において、用途に応じたデータの仕様を定めるなど、仕様を見直した。 さらに、財団は、他団体等に対して収蔵作品をデジタルデータ化する際の仕様調査を行い、主な用途ごとに、参考となるデータの仕様を整理した。また、その仕様例をデータ化委託時の仕様書作成に当たって参考とするよう、令和7年1月22日に財団内各施設宛てに周知した。【1－エ】				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
				◎				○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
9	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	消防用設備について不良と判定された箇所の是正をすべきもの	石神井学園は、委託契約により、消防法の規定等に基づく消防用設備等の点検を実施している。 点検結果等について見たところ、自動火災報知設備など、不良と判定された消防用設備について、監査日現在、対応がされていないことが認められた。これらは、遡って確認できる平成30年の点検から指摘されているものであり、少なくとも5年にわたって対応がされていない状況となっており、利用者等の安全を損なう可能性がある状態が継続していることは、適正でない。 学園は、消防用設備の不良と判定された箇所について、速やかに必要な改善を行われたい。	学園は、消防設備の不良箇所について、令和6年1月15日、同月18日、同年2月1日及び同年4月12日に調査を実施した。調査結果を踏まえて改修内容を決定し、令和6年8月27日付けで消防設備不良箇所の改修工事契約を締結し、同年11月29日に消防設備の交換や地中埋設幹線の引換工事等を完了した。しかし、工事履行時において、非常用消防設備に係る地中幹線について調査時点では判明しなかった要工事箇所が判明したため、令和7年1月24日付けで追加工事契約を締結し、同年3月5日に工事を完了実施し、同月25日付けで検査を完了した。【1ーイ】 学園は、消防用設備等の点検時において不良とされた消防設備がある場合は、改修等の対応を早急に実施し、適切な消防用設備の維持管理を行う旨、令和7年2月26日付通知文により周知した。 事業団は、指定管理施設及び自主運営施設の全施設に向け、令和5年12月8日付経営者会議において「令和5年財援監査結果報告（案）」を示し、事業団内で同様の事案が起きないように注意喚起を行うとともに、令和6年2月28日付契約担当者向け事務説明会及び同年9月11日付経理事務説明会において、改めて指摘事案を説明し、再発防止とともに、令和7年3月12日付けで施設の安全性の確保について周知した。【2ーエ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
10	福祉局（社会福祉法人東京都社会福祉事業団）	電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について速やかに対応を行うべきもの	事業団は、電気事業法に基づいて、事業用電気工作物の保安規程を定めている。当該規程には、点検等により不適合又は不適合のおそれがあると判断された場合は、速やかに修理等を行い、常に技術基準に適合するよう維持するものとするが定められている。 ところで、七生福祉園及び八王子福祉園における令和4年度の点検結果報告書を確認したところ、両園において、蓄電池設備等の電気工作物に不適合が指摘されているにもかかわらず、対応がされていないことが認められた。このような状況は、「常に技術基準に適合する」と定める規程に照らして適正でない。 両園は、電気工作物の点検結果において不適合とされた箇所について、速やかに必要な改善を行われたい。	七生福祉園は、修理委託を行う等により、令和6年2月8日までに全ての不適合が解消した。 八王子福祉園は、点検での不適合箇所について、非常用仮設発電機の借入や低圧関係絶縁抵抗の不適合箇所の閉鎖を実施する対応を行った。また、スプリンクラー用過電流ブレーカートリップ不良について、令和6年8月26日に修繕契約を締結し、同年11月26日に修繕を完了した。【1ーイ】 事業団は、今後、点検で指摘を受けた場合は、指摘事項の緊急度・優先度について十分に精査し、早急に対応することとし、令和5年12月8日付経営者会議において「令和5年財援監査結果報告（案）」を示し、事業団内で同様の事案が起きないように注意喚起を行った。また、指定管理施設及び自主運営施設の全施設に向け、令和6年2月28日付契約担当者向け事務説明会及び同年9月11日付経理事務説明会において、改めて指摘事項を説明し、再発防止とともに、令和7年3月12日付けで施設の安全性の確保について周知した。 さらに八王子福祉園においては、今後、点検で指摘を受けた場合は、指摘事項の緊急度・優先度について十分に精査し、早急に対応することとし、修繕工事完了後、改めて、令和6年11月29日付通知文を发出し、再発防止の取組について指示し、注意喚起を行った。【2ーエ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎						○

〔令和５年行政監査〕

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
11	産業労働局(多摩産業交流センター指定管理共同企業体)				多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保すべきもの				局は、指定管理者に、多摩産業交流センターの施設情報や利用案内等を掲載したホームページを業務委託契約により作成させ、ホームページの管理運営を指定管理業務として行わせている。 このホームページについて、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）」を踏まえたウェブアクセシビリティ対応となっているか確認したところ、音声読み上げソフトなどで視覚障害者等に伝わるようになっていないことや、分かりやすさを重視したアイコン、用語を使用していないなど、弱視者や色覚障害者への配慮等がされていないことが認められた。 局及び指定管理者は、多摩産業交流センターにおけるホームページのウェブアクセシビリティを確保されたい。	指摘の発生原因は、局が仕様書に東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（改訂版）に基づく記載をしていなかったためである。 指定管理者は、令和7年3月にウェブアクセシビリティを確保したホームページのリニューアルを行った。【1－エ】 ホームページのリニューアルに合わせ都の統一基準の確認を行い、令和6年11月にその基準に基づいたウェブアクセシビリティ方針の策定を行った。 局は、仕様書に最新の基準類に沿って行うよう記載した。また、基準類の改正が行われた際には、速やかに指定管理者へ通知をすることとした。【2－ウ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				◎			○											

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
12	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信すべきもの	公園ガイドは、局が所管する公園、庭園、動物園、植物園、霊園等について、交通案内や公園案内図、見どころのほか、有料公園・施設の料金、休園日、開園時間、入場料、駐車場、公園のスポーツ施設等の利用案内、バリアフリー対応状況等の情報を掲載しており、これらの情報を事前に提供することを主眼としている。 こうした情報発信は、高齢者、障害者を含めた全ての人の円滑な公園利用の支援に有効であるが、公園ガイドの内容についてみたところ、公園案内図にトイレ及び障害者等用駐車場区画の表示が不足している事例、高齢者・障害者対応飲用水栓、エレベーターのバリアフリー対応状況の情報と現場の状況や公園案内図との間に相違がある事例が見られた。 このため、現地の状況を的確に把握し、正確な情報を発信する必要がある。また、公園ガイドの更新・発行は2年ごとであるが、東京都ホームページに掲載しているデータについては、更新までの間、掲載情報の変更が発生した場合には、変更情報について周知することも必要である。 局は、公園ガイドにおけるバリアフリー対応状況等の情報を的確に発信されたい。	本件は、関係部署における最新情報を反映させるチェック体制が不足していたことが原因である。 公園緑地部は、東京都ホームページで正確な情報を発信するため、公園ガイドの掲載ページ上に、「※最新情報は、各園のHPでご確認ください。」の一文を追記した。 また、部は、令和7年1月9日に、今後も同様の誤りが起きないよう、各事務所及び指定管理者に通知し、新たに作成した「都立公園ガイド作成にあたってのチェックリスト」を踏まえ、両者で現地や他ページとの整合性等を確認することとした。【2ーウ】 さらに、公園緑地部は、「「都立公園ガイド令和7～8年度版」版下データ作成委託」を締結し、公園案内図やバリアフリー対応状況に関する正確な情報を反映し、令和7年3月に内容を確定した。【1ーエ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎			○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
13	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	公園サイン設計の手引きを改訂し社会事情に対応した基準等の改正を反映した案内表示をすべきもの	局は、利用者・来園者の立場に立ち、必要な情報を的確に分かりやすく伝え、公園により親しんでいただけるよう、魅力的かつ安全なサインの計画・設計を目指し、「公園サイン設計の手引き」(平成30年3月。以下「手引」という。)を策定し、公園等を所管している東部・西部公園緑地事務所及び管理運営を行っている指定管理者に配布している。 手引の適用範囲は、局が所管する公園、庭園、動物園、水族園、霊園等のサインに係る計画・設計である。手引には、公園内を案内する案内図等の表示方法や使用する案内用図記号(以下「ピクトグラム」という。)などが記載されている。 また、手引の作成に当たっては、施設整備マニュアルや、「JIS Z8210 案内用図記号」などの基準等に準拠、又はこれらを参照したとしている。 ところで、令和3年3月に国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が見直されたことを踏まえ、福祉のまちづくり条例においても、トイレの出入口の表示について、車椅子利用者用トイレの設備及び機能を表示する旨の規則改正を行った。これを反映し、施設整備マニュアルを更新している。 また、令和2年5月に経済産業省が「JIS Z8210 案内用図記号」に、「男女共用お手洗」等9つのピクトグラムを追加している。 しかしながら、手引は、作成に当たって準拠・参照している基準等の改正等を反映した改訂を行っておらず、適切でない。 また、高井戸公園の園内案内板及び園内マップの車椅子利用者用トイレのピクトグラムの日本語表記について、修正可能であるにもかかわらず、これを行っておらず、適切でない。 (次頁へ続く)	本件は、国の基準等の改定について局の確認と周知の不足が原因と考えられる。 公園緑地部は、東西公園緑地事務所及び指定管理者に対し、令和5年11月15日付通知文により、基準等の改正を踏まえて手引で定めた取扱いの一部を改めることを周知した。【1-エ】 また、部は、指定管理者である公益財団法人東京都公園協会に対して、令和6年2月2日付けで高井戸公園の園内案内板及び園内マップの表示について、令和6年度早期に表示内容の修正を行うよう依頼した。さらに、青山霊園の男女共用トイレの表示について、他の案内板の修正の機会等に合わせて、修正できるか検討するよう依頼した。 これを踏まえて東京都公園協会は、公園緑地部の依頼に基づき、青山霊園については令和6年9月に、高井戸公園については令和7年3月に修正を完了した。 【1-イ】 部は、令和7年3月14日に、「公園サイン設計の手引き」を、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(令和5年10月改訂版)といった最新の基準類等との整合を図り、その内容を十分に反映した手引となるよう改訂し、同日付けで東西公園緑地事務所及び指定管理者に通知し運用を開始した。【2-ウ】

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
13	建設局(公益財団法人東京都公園協会)				公園サイン設計の手引きを改訂し社会事情に対応した基準等の改正を反映した案内表示をすべきもの				(前頁から) さらに、青山霊園の立山地区の男女共用トイレの表示について、修正に向けた検討を行っておらず、適切でない。 こうしたことは、手引が改訂されていないことに起因するものであり、準拠・参照している基準等の改正等を反映し、手引の改訂等を適時適切に行う必要がある。 局は、公園サイン設計の手引を改訂し、社会事情に対応した基準等の改正を反映した案内表示をされたい。	
	1				2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
	◎		○			○				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
14	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	※指定管理者におけるマニュアルの改訂について	指定管理者である協会は、令和2年3月に、「公園サイン設計の手引き」に準拠して、それまで現場で使用してきた平成18年発行の協会の「公園サインマニュアル」を、景観に配慮した新たなデザインに刷新した「公園ピクトサインマニュアル」を作成している。以後、各現場においてサインの改修や設置を行う際には、手引及びマニュアルに基づいて実施することとしている。	意見・要望事項が生じた原因として、これまでマニュアルは作成しているものの、園内マップ等の表示に係る統一的な指針がなかったことが挙げられる。
			マニュアルは、手引に準拠したピクトサインのカatalog集を掲載しており、協会独自のピクトサインを一部追加している。	協会は、令和5年11月24日開催の維持担当係長会において、手引の取扱いに係る公園緑地部からの同月15日付通知文を協会内に周知し、園内案内板の修繕や補修の際には、最新基準のピクトサインを記載することを指示した。【2-エ】
			局の手引が、国の基準等の改正等を反映した改訂が行われていないことから、これに準拠している協会のマニュアルも改訂されていない状況であるため、局の手引の改訂や、手引が準拠・参照している基準等の社会事情の変化等に対応した改正等を反映し、マニュアルを改訂することが望ましい。	また、令和6年1月にマニュアル改訂に向けたPTを設置し、同年3月31日付けで公園ピクトサインマニュアルの改訂等に係る対応方針を定めた。
			また、指定管理者は、園内案内板の軽微な変更に係る修正や、協会のウェブサイトである「公園へ行こう！」及び「霊園さんぽ」に掲載する園内マップ、公園で配布する園内マップの作成を行っている。これらについては、マニュアルを参考にしていないとするが、各園の園内マップや園内案内板の表示に統一性がない状況となっていることから、園内マップ等の作成に係る取扱いを定めることが望ましい。	さらに、令和7年3月14日付けで国の基準の改訂等を反映した公園ピクトサインマニュアルの改訂及び園内マップ・園内案内板の取扱いを定めたガイドラインを策定し、同日付けで協会内に通知し運用を開始した。【2-ウ】
			令和7年3月18日開催の公園事業部部課長会において、マニュアルの改訂内容やガイドラインの内容を周知するとともに、最新の基準の活用等について改めて徹底した。【2-エ】	
			指定管理者は、園内マップ等に係る取扱いも含めたマニュアルの改訂が望まれる。	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
15	建設局(公益財団法人東京都公園協会)	※園内マップ及び園内案内板の掲載情報について	指定管理者は、園内施設の位置情報を把握することができるように、ホームページと管理事務所において、園内マップを提供している。 また局は、園内入口等に案内板を設置し、施設更新の都度、指定管理者がシールを貼るなどして、園内案内板の更新を行っている。 そこで、園内マップ及び園内案内板を確認したところ、監査日現在、次のような点が認められた。 (1) 園内マップや園内案内板に表示のない施設がある(車椅子使用者用トイレなど)。 (2) 雑司ヶ谷霊園の園内マップに記載されている著名人墓所案内番号が、現地に表示されている案内番号と不一致となっている。 (3) 高井戸公園について、(1)以外にも、水飲み場、あずま屋(休憩舎)、ベンチの一部が表示されていない。 (4) 高井戸公園の園内マップについて、広場名等には日本語と英語が併記されているものの、アクセスなどは日本語のみの記載であり、多言語対応が不十分である。 局及び指定管理者は、園内マップ及び園内案内板への掲載情報をより充実することが望まれる。	意見・要望事項が生じた原因として、これまで園内マップ等の表示に係る統一的な指針がなかったことが挙げられる。 協会は、園内マップ及び園内案内図について、以下のとおり対応した。 (1) 高井戸公園については、令和6年1月12日までに園内マップ及び園内案内板に駐輪場を表示した。また、各霊園の園内マップの修正を同年9月に完了した。さらに、各霊園の表示がない園内案内板については、シールを貼る暫定対応を令和7年3月に完了した。 (2) 令和5年11月末までに園内マップの著名人墓所案内番号と現地に表示されている案内番号を一致させた。 (3) 令和6年1月12日までに園内マップ及び園内案内板に不足していた水飲み場、あずま屋、ベンチを表示した。 (4) 英語版園内マップを令和5年12月に作成し、ホームページで公開した。【1ーイ】 また、令和6年1月24日開催のエリア担当係長会において、園内マップ及び園内案内板の作成や補修を行う際に、掲載内容に不備がないように複数チェックを行い、利用者に適正に情報提供を行うことを徹底するよう周知した。【2ーエ】 さらに、令和7年3月14日付けで園内マップ及び園内案内板の取扱いを定めたガイドラインを策定し、同日付けで協会内に通知し運用を開始した。【2ーウ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○					◎	○

〔令和 6 年定例監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
16	都市整備局	※(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について)ポータルサイトのホスティング業務委託について	市街地建築部は、「東京都耐震ポータルサイト」の運営に当たり、当該 Web サーバのホスティング業務を委託し、また、液状化に関する情報公開のため「建物における液状化対策ポータルサイト」の運営に当たり、このホスティング業務も委託しており、いずれの契約も随意契約である。	市街地建築部は、令和7年度から、「東京都耐震ポータルサイト」と「東京都建物における液状化対策ポータルサイト」について、ホスティング業務に加え、更新・維持管理業務も含め、ポータルサイト運営に関する契約を一本化することとし、この契約を、令和7年4月1日に締結した。【1-エ】					
			そこで、これらの契約を合わせて1件の契約とすることの可否について確認したところ、部は、所管課ごとの契約の方が緊急時の対応がしやすいとしているが、緊急連絡体制、緊急時の業務マニュアルや業務フローを課ごとに定めることにより問題は生じないものであるから、これらを合わせて1件の契約とすることは可能である。また、これらを合わせて1件の契約とする場合、東京都契約事務規則による随意契約によることができる予定価額（100万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることも可能となる。	指摘の発生原因は、二つのポータルサイトの運用組織が別々であったことから、これまでのやり方を踏襲して所管課ごとに運用していたためである。					
			部は、ポータルサイトのホスティング業務委託について、契約をまとめるなどの見直しを検討することが望まれる。	局は、令和6年9月30日、各部所の監査担当者を集めた会議で本件指摘内容を周知し、再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】					
					部は、今後、新たにポータルサイトを立ち上げる際は、コスト面や事務処理の効率化などの観点から十分な検討を行い、必要に応じて既存の委託業務の中に集約することを令和7年2月4日の部課長会で周知した。【2-エ】				
	1	2							
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
				◎				○	

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
17	環境局				消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの				廃棄物埋立管理事務所は、管理する施設の消防用設備等の点検について、2件の随意契約により委託契約を締結している。 ところで、消防用設備等の点検の周期は、消防庁告示により、機器点検は6か月ごと、総合点検は年1回と決められていることから、所が両契約を2件の随意契約に分ける必要性はなく、合わせて1件の契約とすること等の対応が可能である。 この結果、規則で定める随意契約によることができる予定価格の額（100万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることができる。 消防用設備点検は、消防用設備ごとに点検の期間、方法、結果報告書様式並びに基準が消防庁告示等で定められており、法定点検の仕様変更を想定して両契約を2件の随意契約に分けるという事情は確認できなかった。 所は、消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直された。	指摘の発生原因は、複雑な施設の点検等に係る仕様書の確定をその都度契約直前に行ってきた所の契約手続によるものである。 所は、令和6年6月11日に所内業務連絡会を開催し、本件の指摘事項について職員に周知した。また、他の業務委託等の内容を再点検し、統合可能なものは令和7年度から統合するよう同会において指示し、指示に基づき各担当において再点検を行い再発防止を図った。【2-エ】 さらに、今回の指摘を受けて、庁舎施設管理・保守業務委託と本件消防用設備機器点検委託を統合し、入札による契約とすることで安全性を十分確保しつつ、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることとし、令和7年1月15日付けで入札を行い、同年4月1日付けで契約を締結した。【2-イ】
		1				2				
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
						◎		○		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
18	保健医療局	(看護師等修学資金について)貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの	医療政策部は、都内の看護職員の確保等を図ることを目的として、看護師等修学資金制度を設け看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与している。 東京都債権管理マニュアルでは、債権を適正に管理するため、台帳・帳票の整備について規定しており、債権発生日、最終納付日、当初償還期限、時効起算日、所在調査の結果、交渉経緯などを債権管理台帳に記載することとしている。部では、看護師等修学資金の貸与者台帳を整備し、債権管理を行っている。 そこで、貸与者台帳について確認したところ、以下の問題点が認められた。 (1) 貸与者台帳に記載欄が設けられていないため、時効起算日が記載されていない。 (2) 所在不明となった債務者の所在調査を行った案件について、貸与者台帳にその状況の記載がないものが2件認められた。 債権管理マニュアルで記載が求められている事項について、貸与者台帳への記載が漏れていたことは債権管理上適正でない。 部は、貸与者台帳に必要事項を記載されたい。	所在調査についての記載が漏れていた2件については、令和6年8月5日に記載を行った。 貸与者台帳は看護師等修学資金貸与事務システムから出力している帳票であることから、令和7年3月31日までに現行の看護師等修学資金貸与事務システムを改修し、システム上で時効起算日を把握・管理できるようにするとともに、貸与者台帳に時効起算日の項目を設けた。【1－エ】 また、令和8年4月からの稼働を予定している次期看護師等修学資金貸与事務システムにも上記の仕様が引き継がれるよう、令和7年4月から実施する設計開発委託における機能要件に時効起算日の機能を含めた。【1－エ】 指摘の発生原因は、「看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアル」の内容について、「東京都債権管理マニュアル」で定める方法の詳細の記載が不足していたためである。 医療政策部は、時効起算日及び所在調査の結果を貸与者台帳に記載するよう、看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを改定し、令和6年7月22日から適用している。【2－ウ】 あわせて、令和6年9月5日開催の担当者会議において、注意喚起を実施するとともに、本指摘を受け、局は同月11日付通知文により債権管理に係るマニュアルについて、各所管部署において内容点検を行うよう、各部・所への注意喚起を行った。【2－エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
19	産業労働局	消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの	城南職業能力開発センターは、センター内に設置されている消火器 7 2 本（加圧式消火器 2 9 本、蓄圧式消火器 4 3 本）等の消防用設備について、消防法で定められている定期点検等の実施及び保守を行うため、委託契約を締結している。	指摘の発生原因は、消防用設備等の点検の基準についての認識に誤りがあったためである。				
			そこで、本契約について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。	センターは、仕様書へ記載する事項について見直しを行い、令和 7 年 4 月 1 日付けで令和 7 年度契約を締結した。				
			(1) 消火器の機器点検の際に実施する内部及び機能に関する機能点検については、器種、加圧方式、製造年からの経過年数により分類し、点検本数を算定する。しかしながら、仕様書では、全消火器本数の 2 0 % に当たる本数で算定していることから、機能点検本数を 9 本過大に記載している。	また、センターは、令和 6 年度の契約について、点検本数を見直し、契約変更を行った。【2－イ】				
			(2) 消火器の放射能力に関する放射点検については、機能点検本数のうち、5 0 % 以上に対して行う。しかしながら、アのとおり、機能点検本数を過大に記載している結果、放射点検本数も 3 本過大に記載している。	局は、令和 6 年 9 月 2 日付通知文により、当該指摘事例や経理事務等の留意点について局内へ周知した。				
			センターは、消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成されたい。	雇用就業部は、令和 6 年 9 月 5 日付通知文により、各所に対し注意喚起を図った。【2－エ】				
	1		2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
20	港湾局	消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの	東京港管理事務所は、港湾施設14か所に設置されている消火器606本（加圧式消火器17本、蓄圧式消火器589本）等の消防用設備について、消防法で定められている定期点検、報告書の作成等を行うため、業務を委託している。 この点検委託を見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。 (1) 本委託の仕様書及び契約書添付資料を見たところ、半年ごとに年2回行う消火器の機器点検の際に実施する機能点検本数について、仕様書では、1回の点検につき「設置から3年を超える消火器(加圧式)及び5年を超える消火器(蓄圧式)のうち1割について、また、設置から8年を超える消火器(加圧式)のうち2割について、外観点検と併せて機能点検を行う。」こととしている。 しかしながら、契約書に添付されている「内訳書」及び所が管理している「機能点検本数内訳」では、機能点検の点検本数について、設置から8年を超える加圧式の消火器ではなく、誤って蓄圧式の消火器を抽出し、その2割の数を点検本数に加えていた。 この結果、年間で10本過大に機能点検を行わせていた。 (2) 令和6年1月点検実施分の点検結果報告書を確認したところ、十号ふ頭西上屋の点検票について、消火器ごとの点検状況が記載されている消火器維持台帳では、13本の消火器の機能点検を実施したことが記載されているが、点検票の総括部分には、機能点検の本数は4本と記載されており、受託者に修正指示を行わないまま完了検査を合格としていた。	所は、令和5年度の契約について、受託者から正しい点検結果報告書の提出を受け、必要書類の確認を行った。【1ーエ】 また、令和6年度の契約において、仕様書に添付する「内訳書」及び所が管理する「機能点検本数内訳」に消火器の機能点検本数を正しく記載し、受託者から提出された機能点検を実施する消火器の一覧表等を基に、履行確認を適切に行った。【2ーイ】 指摘の発生原因は、定例反復的な委託契約に対する「慣れ」による意識・確認不足である。 そのため、所は、令和6年5月21日に開催したふ頭運営課課長代理会において本件の内容を情報共有し、点検本数その他発注内容の複数チェックを所内で行い、履行状況を確実に監督することを申し合わせた。あわせて、検査員（課長代理職員）に対し契約案件に係る提出書類の確認の徹底等、適正な検査の実施を指導した。 局は、令和6年8月21日実施の監査結果説明会において、各部・所の経理担当者に対し、当該指摘事例等について周知した。【2ーエ】
1		2		
ア	イ	ウ	エ	
			○	
			◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
21	交通局	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきものの	車両電気部は、地下鉄駅構内の防災用電路設備について、消防法及び建築基準法に基づく点検を委託し、受託者が、「点検結果報告」と「消防用設備等点検結果報告書」（法に基づき保管し3年に1回消防署へ提出）を各電気管理所へ提出している。 浅草線電気管理所及び三田線電気管理所においてこれらを確認したところ、以下の問題点が認められた。 ア 「点検結果報告」で複数の誘導灯・非常用照明の不良等が報告されたが、「消防用設備等点検結果報告書」では、全ての項目の点検結果が正常として作成されていた。 イ 「点検結果報告」や不良箇所を示した図面等を各駅へ共有しておらず、各駅は防災電路設備の不具合を知り得ない状況となっている。 部は、受託者に適正な消防用設備等点検結果報告書を作成させ、点検結果を各駅に共有するよう各所を指導されたい。 所は、各報告書の確認を徹底するとともに、関係する各駅に点検結果を共有されたい。	指摘の発生原因は、防災用電路設備は各路線の電気管理所が維持管理しており、同設備の保守委託契約で発見された不具合等は「点検結果報告」に基づき補修等を行っているが、「消防用設備等点検結果報告書」については、点検結果との整合を確認せずに駅に送付していたことである。 車両電気部は、令和6年4月30日に「消防用設備等点検結果報告書」の記載方法について、受託者と部の担当者間で、点検結果として点検不良の内容を記載するよう再確認した。 また、令和6年6月19日に開催した車両電気部が統括する電力関係部署への連絡会（電力区長会）にて、今後提出される令和6年度上期の「消防用設備等点検結果報告書」について、提出後速やかに部及び所で「点検結果報告」との整合について確認し、関係する各駅に両報告書を遅滞なく共有するよう指導した。【2-エ】 この指導に基づき、令和6年度点検結果については、部及び所において両報告書間の整合を確認後、令和7年4月9日に、所は各駅へ両報告書を提出し、点検結果を共有した。 また、部は各駅から両報告書に係る受領書を提出させ、所と各駅との情報共有について確認した。 【1-エ】 令和7年1月29日に開催した電力区長会にて、消防用設備等点検結果報告書を適切に管理するとともに、点検結果を駅と共有するよう再度注意喚起した。【2-エ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎				○

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
22	交通局				単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの				自動車部は、バス停留所ガードレール等工事工種別単価請負工事（単価契約）を締結し、必要な箇所について補修を指示し、これを受けて行う工事を実施している。単価契約工事においては、維持補修に用いる工種を選定し、単価による契約を行うが、単価を設定できなかった材料品を用いる場合には、「特殊製品組合せ代価」という金額のみ定めた単価を使用して支払う仕組みとしている。 特殊製品組合せ代価は、使用する目的と材料品の指定、価格の決定には十分に留意する必要がある。そこで、類似する単価契約工事により道路補修等を行っている建設局においては、単価の定めのない工種により施工する場合の規定を定めている。 本件指示工事において特殊製品組合せ代価を使った指示書及び工事完了届を見ると、使用した特殊製品の内容の記載がない、内訳書に労務費の計上がないなど特殊製品組合せ代価を使用したことの必要性、価格の妥当性などを確認できない状態となっており、適正でない。 また、このことは、部が、特殊製品組合せ代価を単価工事で使用するリスクを看過し、建設局のような規定を定めていないことによるものであり、適正でない。 部は、単価契約工事において、特殊製品組合せ代価を使用するに当たり、その使用方法等について定めるとともに、使用に当たっての指示及び内容や価格の確認を適正に行われたい。	指摘の発生原因を自動車部内で検証した結果、特殊製品組合せ代価を使用する際には、その使用方法等を十分に留意する必要があるということの認識が不足していた。 そのため、自動車部は、令和6年8月21日付通知文及び同日に開催した所長会において、各所属長に対し指摘内容を周知し、適正な事務処理について、注意喚起を行った。 また、部は、特殊製品組合せ代価の使用方法について、建設局の取扱いを参考に、使用の際には事前に使用する材料、単価等を記載した見積書を徴して適切な材料、価格等であることを確認することとし、令和6年12月1日付けで「バス停留所ガードレール等工事工種別単価請負工事（単価契約）における特殊製品組み合わせ代価運用の手引き」を定めた。【2ーウ】 さらに、令和7年度契約の仕様書において、特殊製品組合せ代価を使用する際の取扱いを記載したほか、労務費を適切に計上できるよう労務費に関する工種を設けた。【2ーイ】
	1				2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
						◎	○			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
23	教育庁	(学校危機管理計画について)校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの	各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 その後、庁はマニュアルを改定し、一斉帰宅抑制により保護者が就業先等に留まる場合は、原則として児童・生徒を校内において保護する、また、児童・生徒及び保護者双方の複数の安否確認手段や学校との連絡手段を確保するとし、校長は、これらについて保護者にあらかじめ周知しておくこととしている。 改定内容への各学校の対応を見たところ、①危機管理計画に校内保護の原則を定めていない（水元特別支援学校、豊島高校、両国高校、本所高校、臨海青海特別支援学校）、②校内保護の原則や災害時の複数の情報連絡手段について保護者へ周知していない（淵江高校、豊島高校、両国高校、本所高校）状況が認められた。 各学校は、災害時に保護者が安心して就業先等に留まることができるよう危機管理計画に児童・生徒の校内保護について定め、平時から校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知されたい。 総務部は指導部及び都立学校教育部と連携し、各学校が適切に危機管理計画を作成し、校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知するように指導されたい。	危機管理計画に校内保護の原則を定めていなかった豊島高校ほか4校は、令和6年10月までに学校危機管理計画の改定を行い、令和7年1月までに全職員へ改定内容を周知した。 校内保護の原則や災害時の複数の情報連絡手段について保護者へ周知していなかった両国高校ほか3校は、学校のホームページに掲載している学校危機管理計画を改定するなどの対応を行い、令和7年3月までに保護者連絡用を使用しているアプリを用いるなどして保護者へ周知を行った。新入生に対しても保護者説明会等の場を活用し、保護者への周知を行っていく。【1－エ】 総務部、都立学校教育部及び指導部は、当該指摘の原因は、帰宅困難者対策条例に基づく生徒の校内保護の原則を学校危機管理計画に適切に反映させた上、このことについて、複数の情報連絡手段とともに保護者へ周知するよう、学校に対し、周知及び注意喚起が不足していたことであると、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を図った。 さらに、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定した際に、災害時の家庭との連携や情報連絡手段に係る記載を詳細にし、全都立学校へ周知した。また、同月23日に全都立学校を対象に説明会を実施し、校内保護の原則等について改めて説明するとともに、注意喚起を行った。 加えて、毎年度、校長に対する連絡会等の場を活用し、学校危機管理計画の定期的な見直しや保護者への周知等について注意喚起を行っていく。【2－ウ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								○			◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
24	教育庁	(学校危機管理計画について)電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの	各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。	大島高校ほか9校は、令和6年12月までに、ライフラインに係る配置図の作成や見直しを行い、職員室や経営企画室等容易に活用できる場所に掲示したり、安全確認の手順書を作成したりする等発災時に速やかに安全対策を行えるよう準備した。【1ーエ】				
			発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。そのため、庁はマニュアルにおいて、一般的な電気・ガス・上水道の安全確認の手順を記載し、発災時に安全対策を行うために、分電盤、ガス緊急遮断弁等学校ごとに必要となる配置図を作成し、容易に活用できる場所に保管、掲示するとしている。	総務部及び都立学校教育部は、当該指摘の原因は、発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することの重要性について、学校に対し、周知及び注意喚起が不足していたことであると、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を行った。				
			しかしながら、一部の学校(大島高校、一橋高校、小石川中等教育学校、豊島高校、両国高校、青梅総合高校、本所高校、葛飾盲学校、水元特別支援学校、臨海青海特別支援学校)において、配置図の作成や掲示を行っていない等発災後速やかに安全確認を行える状況となっていないことが認められた。	さらに、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定した際に、ライフラインに係る配置図例を見やすくするなどし、全都立学校へ周知した。また、同月23日に全都立学校を対象に説明会を実施し、ライフラインの安全対策について改めて説明するとともに注意喚起を行った。【2ーウ】				
			各学校は、配置図を事前に準備、掲示して手順と併せて確認する等、発災時に速やかに安全対策を行えるよう準備されたい。					
	1		2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
				○			◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
25	教育庁	(学校危機管理計画について)教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの	各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 庁はマニュアルにおいて、各学校の校長は、校内研修計画に危機管理に関する研修を定めて実施するとしている。そこで、豊島高校及び淵江高校の危機管理に係る研修の実施状況を確認したところ、研修を行っていない状況が認められた。 特に、危機管理計画に基づく、災害発生時の教職員の役割や初動体制を確認するための研修は、災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、年度当初に実施しておく必要がある。 両学校は、教職員の危機管理研修を適切に行われたい。	豊島高校は令和6年7月17日に、淵江高校は同年9月2日に、災害時の体制や役割分担等危機管理に係る研修を実施した。 【1－エ】 総務部及び指導部は、当該指摘の原因は、災害発生時の教職員の役割や初動体制の確認、効果的な避難訓練の実施方法等を主題とした研修の必要性について、学校に対し、周知及び注意喚起が不足していたことであるとし、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応が出来ていない学校への注意喚起を行った。 また、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定し、年度当初に危機管理計画の研修を行うこと等を定めた。同月23日に全都立学校を対象に説明会を実施した際に、危機管理研修について改めて説明するとともに、注意喚起を行った。【2－ウ】				
			1		2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
				○			◎	

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
26	教育庁				※(学校危機管理計画について)学校危機管理マニュアルについて				各学校では、法に基づき、災害発生時に職員がとるべき措置の手順等を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっており、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル」を作成し、これを活用して「学校危機管理計画」を作成するよう各学校を指導している。 庁はマニュアルにおいて、各学校は、地域の実情や学校の特徴を踏まえた危機管理計画を作成するとしている。しかし、各学校の危機管理計画を見たところ、浸水等の被害想定のある地域の学校における避難経路の設定や浸水対策等が定められておらず、地域の実情を踏まえた内容となっていない状況が認められた。 これは、マニュアルが定めている危機管理計画に記載すべき項目には、危機管理の前提となる学校の立地や被害想定等地域の実情や、校舎・設備の状況等学校に関する項目がなく、学校が危機管理計画を作成する際に想定すべき各学校のリスク等についての確認がなされていないことが一因と考えられる。 総務部は、指導部、都立学校教育部と連携し、学校の立地や被害想定等を危機管理計画に記載すべき項目としてマニュアルに定め、優良な危機管理計画の事例を研修で共有するなど、学校が、地域の実情等を踏まえた危機管理計画を作成し、常に見直していくことができるよう継続して指導することが望まれる。	総務部は、学校危機管理マニュアルを適宜更新していなかったことや、地域の実情等を踏まえ危機管理計画を見直す必要性について、定期的な学校への注意喚起が不足していたことが原因であるとして、都立学校教育部及び指導部とともに、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応が来ていない学校への注意喚起を行った。 また、総務部は、同年10月11日に学校危機管理マニュアルを改定した際に、文部科学省が示すガイドライン等に基づき、地域や学校、学区の現状や、津波・高潮・液状化等危機管理の前提となる危機事象等を危機管理計画に記載する項目として定めるとともに、通学路等安全確認を行う際には、災害時の学校を取り巻くリスク等を基礎知識として把握しておくことが重要となる旨等を定め、全都立学校へ周知した。同月23日には、全都立学校を対象にした説明会において、改定内容を改めて説明し、注意喚起を行った。 今後も、毎年度、校長に対する連絡会等の場を活用し、学校危機管理計画の定期的な見直し等について周知していく。【2-ウ】 さらに、指導部は、令和7年2月13日の校長連絡会において学校危機管理計画の作成について注意喚起を行った。あわせて、学校危機管理計画に係る研修については、令和7年度東京都立学校長研修及び令和7年度東京都立学校副校長研修での実施に向け、その内容を総務部と指導部とで調整し、同年3月18日に研修に関する事業計画を策定した。【2-エ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
																	◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
27	教育庁	(災害用備蓄品について)災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの	都立学校教育部は、地震等非常災害が発生し、都立学校に在籍する児童・生徒等の帰宅が困難になった場合、通学路の安全確認又は保護者等への引渡しができるまでの概ね3日間程度、食糧・飲料水及び毛布等の災害用備蓄品を都立学校に備蓄するとし、備蓄品取扱要綱を定めて飲料水や食糧等を配備している。 また、プールの水を飲用に使用するためのろ水器や、停電対策用の非常用発電機等を各学校へ配備している。さらに、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定されている学校については、総務局及び都立学校教育部より必要な災害用備蓄品が配備されている。 各学校は、発災時に速やかに対応できるよう、災害用備蓄品の一覧表を作成し、定期的に数量や保管場所等を点検する等適切に管理する必要があるが、 (1) 備蓄品の記載漏れ(小石川中等教育学校、水元特別支援学校、豊島高校、両国高校) (2) 消費期限等の記載漏れ(水元特別支援学校、豊島高校、両国高校、青梅総合高校) (3) カセットボンベの使用期限切れ(水元特別支援学校、一橋高校、豊島高校、本所高校) (4) 食糧の保証期限切れ(葛飾盲学校) (5) 非常用発電機の習熟訓練を行っていない(淵江高校、豊島高校) (6) 毛布の備蓄数について必要数量の確認を行っていない(小石川中等教育学校) 事例が見受けられた。 各学校は、発災時に速やかに対応できるよう災害用備蓄品の管理を適切に行われたい。 総務部及び都立学校教育部は、各学校の災害用備蓄品の管理が適切に行われるよう指導されたい。	備蓄品の記載漏れ及び消費期限等の記載漏れ(本文中の(1)及び(2))について、小石川中等教育学校ほか4校は、令和6年9月までに備蓄品の確認・整理を行い、記載漏れの備蓄品や記載漏れの消費期限等を追記するなど備蓄一覧表を適切に作成した。 カセットボンベの使用期限切れ(本文中の(3))について、水元特別支援学校ほか3校は、令和7年3月までに廃棄を行った。 食糧の保証期限切れ(本文中の(4))について、葛飾盲学校は、令和7年2月までに食品ロス対応として都立学校教育部で履行するリサイクル処理契約の履行対象に含め、適切に処分した。 非常用発電機の習熟訓練(本文中の(5))について、淵江高校及び豊島高校は、令和7年3月までに防災訓練の際に実施するなど、適切に実施した。 毛布の備蓄数(本文中の(6))について、小石川中等教育学校では、令和7年9月までに他校が所有する余剰分の毛布を譲り受けた。【1ーイ】 また、総務部及び都立学校教育部は、当該指摘の原因は、各学校において、備蓄品の管理についての意識が十分ではなかったためと考え、令和6年9月9日付通知文により監査指摘内容を全都立学校へ周知し、対応ができていない学校への注意喚起を図り、併せて消費期限等を適切に管理できるように備蓄品一覧表の様式を参考様式として当該通知に添付した。さらに、都立学校教育部は、令和7年2月6日の特別支援学校を対象にした説明会、同月10日の高等学校等を対象にした説明会において、令和7年度に備蓄倉庫の棚卸や一覧表等の作成を委託で実施することを説明するとともに、それまでの間においても各校でできる限り備蓄品の管理を適切に行うことなどを改めて注意喚起した。【2ーエ】				
			1	2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
		◎						○

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
28	教育庁				防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの				各学校経営支援センターは、建築基準法第12条に基づき、管轄する都立学校における建築物等の定期点検を、委託により実施している。契約の仕様書によると、成果物として、報告書を印刷物で2部提出（うち対象校分1部は各対象校に直接提出）することとされている。 そこで、対象校への報告書の提出状況について見たところ、履行期限後1か月以上経た翌年度に提出されている状況であった。 各センターは、対象校が報告書を受領したことを確認後、検査を行い合格させるべきところ、対象校が報告書を受領したことを確認しないまま完了の検査を行い合格としていることは適正でない。 また、各センターが対象校の報告書受領を確認せず、対象校の報告書受領が遅れたため、防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出る等の問題が生じていることは適切でない。 各センターは、対象校の防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないように、建築基準法に基づく定期点検について、適正に履行確認及び検査を行われない。	当該指摘の原因は、対象校が報告書を受領したことを各学校経営支援センターが確認しておらず、また、その確認方法を定めていなかったことであるため、各センターは、令和6年9月以前に契約し、仕様書を変更できない既契約分については、各センターから各学校へ、令和6年9月18日付通知文により受領確認書様式を送付し、各学校が受託者から報告書を受領した際、受領日を記入して各センターへ提出するように依頼し、提出された受領確認書を確認することで適正な履行確認を行った。 令和6年10月以降の契約案件については、仕様書に受領確認書について様式を定め、受託者から各学校に報告書を送付する際、受領確認書を同封させ、各学校が受領日を記入してセンターに提出することで適正な履行確認及び検査を行った。【2ーイ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎												

〔令和 6 年工事監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
29	都市整備局	停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示すべきもの	局は、工事請負契約により、東京 BRT の停留施設の建築工事を行っており、本工事において、バス停サイン、ダクトサイン及び情報案内板等を設置している。本契約の設計図書を見ると、当該施設に設置するバス停サイン等について、形状、寸法、材質等の具体的な仕様が明示されていないかった。	指摘の発生原因は、設計部署である都市基盤部交通企画課において、入札参加者は具体的な仕様が明示されていなくても施工現場近傍の既存施設を基に見積もることができると考えたことによる。さらに、詳細については契約後に受注者に指示すれば求める品質は担保されと考えていたことによる。				
			設計図書に仕様が明示されていない場合、受発注者間で仕様の認識に齟齬が生じる可能性があり、工事目的物に求める品質が担保されない。また、入札参加者が工事に係る費用を適切に見積もることができない。	課は、令和6年12月10日の課内会議にて、意見交換や研修など行い、今後は複数チェックにより設計図書を確認するなど、仕様書や設計図書に漏れがないか確認し、入札参加者及び受注者に対してより詳細な設計図書を明示できるよう周知徹底した。【2－エ】				
			局は、停留施設におけるサイン等の仕様を設計図書に明示されたい。	加えて、課は、新たに発注資料チェックリストを作成し、複数チェックで特記仕様書や図面の記載内容を確認することとし、チェック体制を強化した。【2－ウ】 また、部は令和6年12月17日の部課長会にて指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【2－エ】 部は、令和7年1月8日、工事関連課長連絡調整会議にて、指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【2－エ】				
	1		2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							○	◎

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
30	環境局				急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行うべきもの				局は、工事請負契約により、アンカー工による急傾斜地崩壊防止工事を行っている。 局積算基準（共通編）では、アンカー工の品質管理試験の費用は、諸経費のうち共通仮設費の率計算分に含まれるとしている。 本契約の共通仮設費を見ると、アンカー工の適性試験の費用は率計算分に含まれているが、別途積上げで計上したため、予定価格の積算が過大なものになっていた。 局は、急傾斜地崩壊防止工事の諸経費の積算を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、工事主管部署である自然環境部における積算基準記載の諸経費説明部分に関する知見の不足である。 そのため、部では、経験の浅い職員でも要点を押さえられるよう、令和6年9月5日に部及び多摩環境事務所の保全担当者に対して研修を開催し、本指摘事項を周知するとともに工事監査における過去の指摘事例を説明するなど職員間の情報共有を図った。 近年の工事監査における指摘事項を踏まえ、今後も経験の浅い職員を対象とした技術研修を実施していく。【2－エ】 また、令和6年9月2日以降、設計図書をチェックする照査担当の確認後、課長代理による確認の徹底に加え、課長代理による設計者、照査担当への聞き取り確認としてのヒアリングを実施するよう、工事設計のチェック体制を再構築して再発防止を図った。 【2－ウ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							○	◎										

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
		措置区分		
31	保健医療局	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの	局は、工事請負契約により、病院の冷房に用いる熱源設備の改修工事を行っている。 本契約において、受注者が設備機器の耐震計算に適用した建築設備耐震設計・施工指針によると、設備機器を無筋コンクリートにアンカーボルトで固定することは避けるとされている。 本契約で新設した動力制御盤について確認したところ、床からかさ上げされた無筋コンクリートに、あと施工アンカーを設置していたことが判明した。 局は、あと施工アンカーを設置する床の鉄筋の有無について、施工前に十分な現地調査を行うよう受注者に指示する必要がある。 局は、設置した設備機器が地震時に転倒しないよう耐震支持を是正するとともに、固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督されたい。	本件の是正に際し、受注者に対して工事請負契約書の契約不適合責任を請求することができるか検討した。その結果、①平成6年の病院建設時のしゅん工図には機械室内の床にかさ上げされた無筋コンクリートがあることが明記されていなかった、②設計部署である旧病院経営本部が設計段階でこの無筋コンクリートの存在を認識することができなかった、③本工事を引き継いだ旧福祉保健局は、動力制御盤の設置に当たり受注者から機器承諾申請書の提出を受けた際、受注者とともに現地を確認したが、床が無筋コンクリートである可能性に思い至らず、床の構造確認を受注者に指示せず申請どおりに施工させた、などの事実を確認した。 そのため、都立病院支援部は契約不適合責任を請求できないと判断し、令和6年12月16日に耐震支持の別途工事（契約金額23万1千円）を契約し、同月27日に設備機器の耐震支持の是正が完了した【1ーイ】 指摘の発生原因は、建設時のしゅん工図に無筋コンクリートがあることが記載されておらず、工事監督部署である旧福祉保健局も受注者も、無筋コンクリートがあることを認識できなかったためである。 部は、令和6年12月18日部内会議を開催し、あと施工アンカーを使用し機器を設置する際は、監督員が床構造の事前確認の徹底を受注者に求めることを周知した。また、床構造について不明確な場合は、複数職員による図面や現場の確認を行うとともに、監督員が鉄筋の有無を検査するよう受注者に指示することを周知徹底した。【2ーエ】 部は、本件指摘事項について、令和6年12月20日開催の指摘案件の後続工事の関係者会議で共有するとともに、現場確認の徹底を受注者及び工事監理者に指示した。【2ーエ】 (次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
31	保健医療局	設備機器の耐震支持を是正するとともに固定用あと施工アンカーを設置する床の構造確認について受注者を適切に指導・監督すべきもの		(前頁から) 総務部は、令和7年1月27日付通知文により本件指摘内容を局内に周知し、注意喚起を行った。【2-エ】 さらに、局は、令和7年4月1日以降に起工する改修工事案件について、新たに特記仕様書等に床構造が不明な場合は事前調査を行うなどの追記を行うこと、設計時の確認不足による誤りを防止するため、工種別積算等チェックリストに新たに床構造の確認を行う項目を追記すること、また、設計・施工の各段階で他職種含め複数職員による図面及び現場確認を徹底することにより同種事案の再発防止を図った。【2-ウ】 なお、都立病院支援部は、独立行政法人化以後、一部の工事を除いて当該病院の営繕業務を実施している地方独立行政法人東京都立病院機構に対して、令和7年1月31日に担当者会議を開催し、本件指摘及びそれに対する再発防止策について、局の通知文を踏まえ周知した。【2-エ】					
				1		2			
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ
		○						◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
32	産業労働局	鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの	局は、工事請負契約により、林道の整備を行っている。 東京都土木工事標準仕様書では、鉄筋コンクリートにおける鉄筋組立てにおいて、構造物の底面では1㎡当たり4個以上のスペーサーを設置するとされている。また、工事記録写真撮影基準では、鉄筋組立完了後のスペーサー配置が撮影項目とされている。 本契約の工事記録写真を見ると、スペーサーの配置写真が撮影されておらず、鉄筋の組立状況写真では、スペーサーの設置数量が明らかに不足していた。 局は、鉄筋組立ての施工管理について受注者を適切に指導・監督されたい。	森林事務所担当職員が、令和6年4月以降、指摘箇所の現場を毎月目視により経過観察している。その結果、観察開始時の状況から変化はなく、スペーサーの設置不足による影響はみられていない。今後とも定期的に経過観察を行っていく。【1ーイ】 指摘の発生原因は、工事監督部署である所において、鉄筋組立ての現場立会い時に確認項目の認識が不足していたことによる。 所は、令和6年3月18日付通知文により、工事監査の指摘内容を周知するとともに、施工中の工事現場において、スペーサーを適切に設置し、その設置状況写真を撮影するよう、周知徹底を図った。また、今後は、工事写真等のしゅん工図書において、工事記録写真撮影基準に基づき撮影すべき写真が不足していないか監督員が確認し、不足があった場合は受注者への指導・監督を徹底する。【2ーエ】 さらに、農林水産部は、令和6年4月23日、林道事業打合せ会議を実施し、指摘事項について報告し、各監督員へ鉄筋コンクリート工におけるスペーサーの設置について、再発防止の周知徹底を図った。また、今後も同様の工事を行う際には再発防止に向けた点検・確認を行うこととした。【2ーエ】 加えて、部は、令和6年7月1日付改定の「森林土木工事基準書」にスペーサーについての項目を追記し、施工管理の明確化を図った。【2ーア】				
			1		2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
		○			○			◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
33	産業労働局	汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行うべきもの	局は、庁舎の設備管理業務等を委託している。 本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物(し尿を含む汚泥)の処理において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、局が本委託とは別に一般廃棄物処理委託契約を締結すべきところ、その契約を締結せず、本委託の受託者にその処理を行わせていた。 局は、汚水槽清掃で発生した一般廃棄物の処理を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、委託設計部署である雇用就業部能力開発課において、本契約の汚水槽清掃で発生した一般廃棄物について、別に一般廃棄物処理委託契約を締結し処理することを認識していなかったためである。 課は、令和6年2月8日に、当該事務を引き継いだ同部調整課は同年5月22日に、それぞれ開催した係会において、指摘内容について周知し、局で同様事例が指摘された平成27年の工事監査報告書を用い、関係法令等による廃棄物の適正な処理について再確認することで再発防止を図った。【2-エ】 部は、令和6年6月26日に当該庁舎の建物管理委託契約とは別に、許可業者とそれぞれ汚泥処理委託契約を締結した。また、他の庁舎についても、令和6年度に各所管部署が直接、汚泥処理委託契約を締結している。【2-イ】 雇用就業部調整課は、令和7年1月16日に建物管理委託契約に係るチェックリストを新たに作成、運用することとし、再発防止を図った。【2-ウ】 総務部は、令和6年7月11日に開催した契約事務に係る局全体の研修において、同様事例について解説し、注意喚起を行った。【2-エ】 また、部は、令和7年1月23日付通知文により、当該指摘内容及び一般廃棄物の運搬及び処分の契約に係る留意点について局内へ周知した。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										○	○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約								講じた措置の概要									
	措置区分																			
34	建設局	環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行うべきもの	局は、工事請負契約により、河川兩岸の通路部に鋼管を打ち込み、舗装の一部打換え等を行っている。 東京都建設リサイクルガイドラインや東京都環境物品等調達方針（公共工事）では、車道の舗装工事にアスファルト混合物を使用する場合は、原則として再生加熱アスファルト混合物を使用することとしている。 本契約の設計図書を見ると、舗装を行う通路は、再生加熱アスファルト混合物の使用を検討すべきところ、新材のアスファルト混合物で設計していた。 局は、環境施策に基づき道路舗装設計時の材料選定を適切に行われたい。								指摘の発生原因は、設計部署及び工事監督部署である第三建設事務所が舗装材料選定においてガイドライン等を十分に確認しなかったためである。 河川部は、令和6年12月13日より、起工時のチェックリストに、①舗装工にアスファルト混合物を使用する場合、再生材を採用しているか、②新材を採用する場合は、適切な理由があるか、を新たに追加した。【2ーウ】 また、部は、令和6年12月13日付通知文により適切な舗装材料選定について局内に通知し、注意喚起を図った。【2ーエ】 所は、令和6年12月16日実施の臨時課長代理会において、部からの通知文により、適切な舗装材料選定について周知した。【2ーエ】									
													1				2			
													ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
																			◎	○
35	建設局	建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督すべきもの	局は、工事請負契約により、霊園の管理所改築工事を行っており、その基礎部を鉄筋コンクリートで施工している。 ガス圧接継手部の品質管理試験について工事関係書類を確認したところ、次の点が認められた。 （1）外観試験について、圧接工事施工者が測定器具を用いて実施したことが、写真等で確認できなかった。 （2）抜取試験について、超音波探傷試験を実施せず、引張試験を設計図書と異なる箇所数で実施していた。 （3）受注者は、選定した試験機関等について、監督員に必要な資料を提出していなかった。 局は、設計図書で求める品質管理試験が施工計画書に適切に反映されているかを確認するとともに、それを確実に実施し記録を残すよう指導・監督すべきであった。 局は、建築工事における鉄筋のガス圧接継手部の品質管理試験について受注者を適切に指導・監督されたい。								指摘の発生原因は、工事監督部署である西部公園緑地事務所に於いて、公園工事のガス圧接継手の施工事例が少ないことによるガス圧接継手の品質管理に関する理解が不十分であったためである。 所において、令和6年11月26日に課内会議を実施し、全職員に監査結果を周知し、特記仕様書に定められた品質管理の意図を十分理解した上で、その内容を適切に施工計画書へ明記することについて、工事受注者に対して指導・監督を徹底した。【2ーエ】 また、必要となる品質管理項目をまとめたチェックリストを新たに作成し、監督員や工事監理業務受託者によるチェック体制を強化した。【2ーウ】 公園緑地部は、局内の公園緑地事務所工事主管課に対して令和7年1月31日付通知文により指摘内容を周知し、注意喚起を行った。【2ーエ】									
													1				2			
													ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
																			○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
37	港湾局	橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行うべきものの	局は、工事請負契約により、鉄道橋等に近接した護岸の補修工事を行っている。 建設工事公衆災害防止対策要綱では、鉄道敷に近接した場所等で工事を施工する場合、あらかじめ鉄道経営者と協議して工事中における鉄道の保全方法について決定しなければならないとされている。また、東京都工事施行規程では、工事の起工前に関係方面と工事の施行について調整するとされており、道路管理者等についても、橋梁等構造物に近接した箇所における工事に当たっては、事前の調整が必要である。 本契約の設計図を見ると、施工箇所の一部が、ＪＲほか鉄道２路線、首都高及び国道と近接する場所であったが、局は設計段階で各施設の管理者と協議及び調整を行うことなく工事を発注していた。 工事契約後、一部の管理者から近接施工の協議を求められ、約３か月間工事の一部を一時中止していた。 局は、工事発注前に近接施工の協議の可否を各管理者に確認し、施工条件を把握すべきであった。 局は、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整を適切に行われたい。	指摘の発生原因は、設計部署である東京港管理事務所が、鉄道橋等に近接した補修工事の場合は各管理者との協議は施工段階のみで十分と考え、予め設計段階で協議し、施工条件を把握する、という認識が欠けていたことである。 所は、令和６年７月８日付通知文により、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整の徹底について、所内に以下を周知し、再発防止の注意喚起を行った。【２－エ】 (１)補修工事も含めた全ての工事の設計段階において、近接する構造物がある場合には、施設管理者に対して設計協議及び近接施工協議の必要の有無や近接構造物への影響及び対策等を確認すること。 (２)設計委託及び工事の特記仕様書に留意事項として、近接施工協議が必要であることを明記し、工事契約後、速やかに対応できるようにすること。 また、港湾整備部は、令和６年７月１８日開催の「違算等再発防止対策検討PT」において、橋梁等構造物との近接施工における設計時の協議及び調整について周知徹底した。近年の工事監査における指摘事項を踏まえた技術研修を行っているところであるが、さらに、今回の指摘事項を追加し、研修内容を充実させていくこととした。【２－エ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
38	港湾局	人孔材料の単価 設定を適正に行 うべきもの	局は、工事請負契約により、防潮堤の整備を行っている。 局積算基準では、材料単価は、局が定める港湾工事設計単価表によるものとし、局単価に定めのない場合は、建設局単価、物価資料、局特別調査、見積りの順で決定するとしている。 本契約の設計書を見ると、局単価に設定がない人孔の材料単価について、建設局単価等を確認することなく、見積りを徴取して割高な単価を設定していたため、予定価格の積算が過大なものとなっていた。 局は、人孔材料の単価設定を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、本件が下水道施設に関する設計であり不慣れな工種であったことから、設計部署である東京港建設事務所において、単価表等への掲載の有無や材料単価の採用順位を認識していなかった上、照査時に気付かなかったことにある。 そのため、港湾整備部は、令和6年7月18日開催の「違算等再発防止対策検討PT」において、材料単価の設定方法について、今回の指摘内容を周知徹底した。近年の工事監査における指摘事項を踏まえた技術研修を行っているところであるが、さらに、今回の指摘事項を追加し、研修内容を充実させていくこととした。【2-エ】 所は、令和6年8月8日に課長代理会、および設計担当者を対象とした設計全体会を実施し、局単価に定めのない単価の設定方法について、建設局単価、物価資料、局特別調査、見積りの順で決定するとともに、他局単価の有無等について設計及び照査時の確認を徹底するよう注意喚起を行った。【2-エ】 また、再発防止策について、「港湾局積算・照査チェックシート」に、新たに課内照査会において見積りを採用した材料等を確認する項目を追加し、照査することを周知・徹底した。【2-ウ】 所は、令和6年8月27日の所課長会において、材料単価の設定方法について、今回事例及び再発防止策を共有し、注意喚起及び再発防止を行った。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
39	港湾局	大型遊具を含む 工事の諸経費の 積算を適正に行 うべきもの	局は、工事請負契約により、 海浜公園の修景及び遊具の整備 等を行っている。 局積算基準（共通編Ⅰ）では、 大型遊具の製品価格は、工場製 作される橋桁等と同様に、共通 仮設費の率計算の対象に含めな いとされている。 本契約の共通仮設費を見 ると、大型遊具の製品価格を率計 算の対象に含めていたため、予 定価格の積算が過大なものとな っていた。 局は、大型遊具を含む工事の 諸経費の積算を適正に行われた い。	指摘の発生原因は、設計部署で ある東京港管理事務所において、 本工事で設置した遊具について は、簡易な構造の遊具であり、大 型遊具に該当しないと判断した ためである。 港湾整備部は、令和6年7 月18日開催の「違算等再発防止 対策検討PT」において、大型遊具 の諸経費の積算について、今回の 指摘内容を周知徹底した。近年の 工事監査における指摘事項を踏 まえた技術研修を行っている ところであるが、さらに、今回の指 摘事項を追加し、研修内容を充実 させていくこととした。【2-エ】 所では、上記の周知に加え、令 和6年12月3日、新たに「遊具 の諸経費区分フローチャート」を 作成し、施工現場の状況に合わせ て工場製作されるオリジナルの 大型遊具に該当するか適切に判 定できるようにした。【2-ウ】 所は、併せて令和6年12月9 日に経験の浅い造園職員を対象 に研修を実施し、本事例を共有す るとともに、遊具の諸経費計算に おいて適正に区分するよう注意 喚起した。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
40	港湾局				工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督すべきものの				局は、請負契約により、ボーディングブリッジ等工作物の改修工事を行っている。 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則では、工作物の改修工事の受注者は、あらかじめ、石綿含有建材の使用の有無の事前調査を行わなければならないとされている。 本契約の工事関係書類を見ると、受注者は事前調査を行っておらず、局も受注者に対して事前調査を行うよう指導していなかった。 局は、工作物の改修工事における石綿含有建材の事前調査について受注者を適切に指導・監督されたい。	指摘の発生原因の１点目は、設計及び工事監督部署である東京港管理事務所において、石綿含有建材の事前調査に関する法令の理解が十分でなかったことにある。 所は、令和６年２月２２日に課内会議を開催し、石綿含有建材の事前調査及び報告の徹底について職員に周知し、再発防止の注意喚起を行った。 港湾整備部は、令和６年３月１１日付通知文により局内工事主管課に対し、石綿含有建材の事前調査及び報告の徹底について周知し、速やかに再発防止の注意喚起を行った。 また、令和６年７月１８日開催の「違算等再発防止対策検討PT」において、工事主管部署に対して今回事例の発生経緯、その後の措置等を説明することで周知徹底した。近年の工事監査における指摘事項を踏まえた技術研修を行っているところであるが、さらに、今回の指摘事項を追加し、研修内容を充実させていくこととした。【２－エ】 部は、令和６年４月の港湾局機械工事仕様書の改定において、新たに石綿使用の事前調査及び報告の追記を行った。【２－ア】 指摘の発生原因の２点目は、受注者の石綿含有建材の事前調査に関する法令の認識不足である。 そのため、所は、令和６年１２月１７日に開催した所内の工事の全ての受注者が出席した「工事安全委員会」において、石綿含有建材の事前調査及び報告の徹底について、受注者にリーフレット配布し、法令に関する説明等を行い、注意喚起を行った。【２－エ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎			○										

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
41	東京消防庁	(杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について)杭工事の単価設定を適正に行うべきもの	庁は、工事請負契約により、 宿舍等の新築工事を行っている。 本契約における場所打ちコン クリート杭工事の単価設定につ いて見ると、次の不適正な点が 認められた。 (1) 見積りにより単価を設定 する場合は、3社以上から 見積りを徴収すべきところ、 1社からしか徴収してい ない。 (2) 施工費や鋼材費などの単 価設定において、見積単価 と異なる数値を誤って内訳 書に入力しており、予定価 格の積算が過少なものと なっている。 庁は、杭工事の単価設定を適 正に行われたい。	指摘の発生原因は、設計部署で ある総務部において発注積算時 に適正な単価設定となっている か等について、確認が不足してい たことによるものである。 部は、発注積算時の確認不足等 による誤りを防止するため、庁の 積算チェックリストに新たに、見 積りは3社以上から徴収しその 平均値を単価として設定するこ と、これによらない場合はその理 由を記録に残すことを追記し、同 種事案の再発防止を図り、令和6 年4月以降の起工案件から適用 している。【2-ウ】 また、部は令和6年5月15日 に令和6年工事監査検討会を開 催し、指摘内容及び杭工事の単価 設定を適正に行うことについて 課内職員に周知徹底するととも に、起工時に改訂版の積算チェッ クリストを併せて回付するよう に運用方法を改め再発防止の徹 底を図った。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎
42	東京消防庁	経年防火水槽再生工事における積算を適正に行うべきもの	庁は、工事請負契約により、 経年防火水槽の再生工事を行っ ており、防火水槽10基のうち、 水槽A及び水槽Bの2基につい ては、2層張りの炭素繊維シー トによる補強を行っている。 炭素繊維シート工の積算を見 ると、水槽Aは施工数量を76 ㎡とすべきところを153㎡、 水槽Bは74㎡とすべきところ を148㎡と2倍の数量として いたため、予定価格の積算が過 大なものとなっていた。 庁は、経年防火水槽再生工事 における積算を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、設計部署で ある防災部が、設計成果品である 工事数量一覧表に記載された炭 素繊維シート工が既に2層分で あることが明記されていなかった ため、1層であるとの思い込み から、数量を2倍にしてしまった ためである。 このため、部は、工事数量一覧 表を設計書の種別内訳書に合わ せて仕様を詳細に記載させるこ とで、誤った積算が起らないよ うに徹底した。【2-イ】 さらに、部は、令和6年4月よ り、新たに積算確認チェックシー トを作成し、担当者以外の職員も 数量を確認することで、客観的な 複数チェックを行うこととした。 【2-ウ】 加えて、部は、令和6年2 月15日に開催した設計監理係 員会議において、指摘事項及び上 記の再発防止策を関係職員に周 知した。【2-エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
43	東京消防庁	(杭工事の単価設定及び任意仮設の設計変更について)任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行うべきもの	庁は、工事請負契約により、宿舍等の新築工事を行っている。 東京都工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）では、任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、設計図書に明示された条件が現地条件と異なることが判明した場合を除き、原則として設計変更の対象としないとされている。 しかし、本契約では、土質柱状図などの現地条件に何ら変更がないにもかかわらず、任意仮設である乗入れ構台を使用しない施工方法に設計変更していた。 庁は、任意仮設の設計変更の取扱いを適正に行われたい。	指摘の発生原因は、工事監督部署である総務部において任意仮設の設計変更の取扱いについて認識が不足していたためである。 部は、令和6年4月以降、受注者と仮設に係る協議を行う際に用いる施工指示書に仮設に係るチェック項目を追記することで、仮設に係る設計変更時のチェック機能の強化を図った。【2－ウ】 部は、令和6年5月15日に令和6年工事監査検討会を開催し、指摘内容を周知するとともに、設計変更ガイドライン及び施工指示書を活用し、任意仮設は設計図書に明示された条件が現地条件と異なる場合を除き、設計変更の対象としないことを課内職員に周知徹底することで再発防止を図った。また、今後も工事監査検討会にて、任意仮設における設計変更の取扱いについて継続的に注意喚起を行う。【2－エ】 部は、毎月実施している課内教養において、人事異動期等の時宜を捉えて、経験年数の浅い職員等に対し経験豊富な職員による工事監査の指摘事項等に係る技術教養を実施することとした。【2－エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
44	交通局				工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行うべきもの				局は、工事請負契約により、都道の空洞対策工事を行っている。 局土木工事標準仕様書では、発注者が工事を一時中止させた場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し承諾を得るものとされている。 本契約の工事関係書類を見ると、管理者不明の構造物が確認されたことから、令和5年3月から監査日現在まで工事の全部を中止しているが、中止期間中の基本計画書が提出されていなかった。 本契約では一部しゅん功の手続等を行われていないため、局は、中止期間中の基本計画書を受注者に提出するよう指導・監督する必要があった。	本指摘の発生原因は、工事監督部署である志村保線管理所において工事中止の際に、中止期間中の現場管理に関する基本計画書を速やかに提出させる必要があるという認識が不足していたためである。 そのため、建設工務部は令和6年5月14日付通知文により、工事監査指摘事項及び再発防止について、関係各課、各事務所へ再度周知を行った。通知文には、指摘の経緯、土木工事標準仕様書の記載内容、再発防止について記載し、関係各課・事務所の全職員に周知することで再発防止を図った。【2-エ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎		局は、工事中止期間の現場管理に関する手続を適切に行われたい。	所は、通知文を所内に周知するとともに、令和6年5月27日の所内全体会議にて、本件について説明し、工事中止が発生した際には受注者から速やかに中止期間中の基本計画書を提出させるよう周知徹底した。【2-エ】							

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分																	
45	水道局				材料費の単価設定を適正に行うべきもの				局は、工事請負契約により新たな送水管の整備を行っている。 局配水管工事積算基準（開削編）では、見積りによる材料単価の端数整理は、有効数字を上位3桁とし、その次の位以下を切り捨てることとしている。 本契約の見積りによる材料費の単価設定について見ると、铸铁管26品目は有効数字3桁の次の位を四捨五入し、铸铁管接合セット2品目は有効数字2桁とし3桁目以下を切り捨てていた。 このため、予定価格の積算において、铸铁管材料費が過大、铸铁管接合セット材料費が過少なものとなっている。 局は、材料費の単価設定を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、設計部署である建設部において、本工事に作成した見積採用価格の表計算ソフトにおける計算式を誤入力したことによるものである。 部は、令和6年7月2日に多摩水道改革推進本部や東京水道株式会社を含めた設計・工務課長代理会を開催し材料単価の端数整理について注意喚起を行った。また、部は、令和6年7月22日課内会議において改めて材料単価の端数整理（有効数字）を適切に行うことを周知した。【2－エ】 また、部は、表計算ソフトにおける計算式の誤入力を防ぐため、新たに表計算シート上に見積平均金額を1円単位まで表示する列を作成し、計算の過程を確認することで視覚的にミスの発生を抑制するとともに、令和6年7月22日以降、計算シートを課内で統一し運用することとした。 【2－ウ】 さらに、部は、新たに計算シート上に担当者及び確認者のチェック欄を設け、見積採用価格の決定の際にはチェック済みであることを確認するよう変更した。 【2－ウ】 加えて、職員部は、令和7年1月9日付通知文により、局内に対し監査結果を通知し、指摘事項の周知徹底及び注意喚起を行った。 【2－エ】								
											1				2			
											ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎	○										

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
46	下水道局	地下躯体における鉄筋の設計を適正に行うべきもの	局は、工事請負契約により、雨水ポンプ棟地下躯体の建設工事を行っている。 本工事は、地下躯体を地上で構築し、ニューマチックケーソン工法により地中に沈下させるものであり、施工に支障となる階段及び床は、所定の深さまで躯体の設置が完了した後、別途工事で築造するとしている。 しかし、設計図書を見ると、本工事で築造する壁や梁内にあらかじめ配置しておくべき階段の鉄筋が、本工事の設計図に記載されておらず、費用も計上されていなかった。 局は、地下躯体における鉄筋の設計を適正に行われたい。	建設部は、令和6年6月10日に第二基幹施設再構築事務所に 対し、本工事であらかじめ配置 しておくべきであった階段の鉄筋 を本工事にて施工する旨の工事 変更を依頼した。 これを受け、所は、令和6年6 月21日に受注者に対し、既存の 実施設計の設計図に基づき、階段 部の鉄筋を施工するよう工事変 更の通知を行った。 なお、工事変更通知に基づき、 築造する躯体のうち、一部の階段 の鉄筋は令和6年12月に施工 済みであり、残りの階段の鉄筋に ついては、順次施工予定である。 【1ーエ】 指摘の発生原因は、設計部署で ある部において、別途工事で築造 する主部材でない階段等の施工 について確認が不足していたこ とである。 部は、令和6年4月23日に開 催した課長代理会において指摘 内容を説明し、後工事との取り合 い部の施工についての確認を確 実に行うよう周知徹底した。【2 ーエ】 また、令和6年6月3日に積算 チェックリストにあらかじめ配 置しておくべき鉄筋について確 認の項目を追加し、運用を徹底し た。【2ーウ】 さらに、令和6年6月21日に 工事監査の指摘内容等について 職場研修を実施し、周知した。【2 ーエ】 再発防止を図るため、計画調整 部は、令和6年12月19日に工 事の設計・監督業務等を担当する 職員に対して、工事監査フォロー アップ研修を実施し、指摘内容や 再発防止の注意喚起を行った。 【2ーエ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
47	下水道局	仮設電力設備の積算を適切に行うべきもの	局は、工事請負契約により、ポンプ棟を整備しており、三期目として地下部分の建設工事を行っている。 本工事の仮設電力設備は、二期工事で設置した設備を本工事完了後も四期以降の工事で引き続き使用する計画となっており、供用期間が10年以上となる予定である。 局積算基準（土木共通編）では、仮設電力設備に係る費用のうち、電線などは材料費に損料率を乗じて算出するなど積算方法を定めている。また、損料率は、供用期間が3年未満までは定めているが、3年以上の場合は定めていない。 本工事の仮設電力設備の積算について見ると、次の不適切な点が確認された。 （1）電線などは、全供用期間が10年以上であるが、本工事の工期の2年未満の損料率を設定していた。 （2）仮設電力設備は、本工事契約前に既に設置していたが、電線管などの材料費を計上していた。 （3）高圧電動機設備は、二期工事から引き続き使用するが、損料等が未計上となっていた。 以上により、予定価格の積算において（1）、（2）が過大、（3）が過少なものとなっている。 局は、仮設電力設備の積算を適切に行われたい。	指摘の発生原因は、長期間の大規模工事において継続使用する仮設電力設備の積算方法について、積算基準の記載内容が十分でなかったこと、また、設計部署である建設部において、仮設電力設備の損料について積算基準の内容を十分に理解していなかったためである。 部は、令和6年5月28日に開催した課長代理会において指摘内容を説明し、仮設電力設備の積算にあたって（1）から（3）の注意点を周知した。【2-エ】 部は、令和6年6月3日に仮設電力設備の損料の計上について誤りを防止するため、課の積算チェックリストに新たな項目として、工事全体の供用期間を考慮して損料率を算出しているか（（1））、前工事で設置済の仮設電力設備等を考慮して適正に計上しているか（（2）、（3））を追加し、運用を徹底した。【2-ウ】 部は、令和6年6月21日に工事監査の指摘内容等について職場研修を実施し、周知した。【2-エ】 計画調整部は、仮設電力設備の損料の計上について誤りを防止するため、令和6年9月20日から積算システムの入力画面上に、積算にあたっての留意点を表示し、（1）、（2）の注意喚起を促すようにした。【2-ウ】 また、部は、仮設電力設備の損料の計上について誤りを防止するため、令和6年10月に、2工事以上にわたり継続使用する仮設物・仮設備の積算方法について、（1）に関する積算基準の記載内容を改定した。【2-ア】 さらに、部は、令和6年12月19日に工事の設計・監督業務等を担当する職員に対して、工事監査フォローアップ研修を実施し、指摘内容や再発防止の注意喚起を行った。【2-エ】						
			1	2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							○		◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
48	教育庁	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの	庁は、委託契約により学校敷地内の樹木剪定、除草等を行っている。 本契約の仕様書では、受託者は作業ごとに業務実施日、履行場所などを記載した黒板等を添えて業務実施状況写真を撮影することとしている。 業務実施状況写真を見ると、黒板内の学校名や日付は異なるが、撮影場所が同一の写真が含まれていた。 各学校の完了検査では、写真の背景が検査対象の学校内ではないなど、一部不適切な写真が含まれていることを見落とし合格としていた。 また、契約部署は、各学校から提出された検査調書、記録写真等の資料により、不適切な履行が確認可能であったが、確認が不足し、受託者への指導や注意を行っていなかった。 庁は、業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督されたい。	指摘の発生原因は、学校の完了検査の確認が不十分であったこと、及び東部学校経営支援センターの検査書類の確認不足と受託者への指導の不徹底である。 そのため、センターは、令和6年3月に発行した、所管校の請負契約担当者向けの業務マニュアルである「契約請求マニュアル(請負契約編)」の「樹木剪定」の説明文に、検査の際は業務実施状況写真についても確認を十分に行うよう、記載を加えた。【2ーウ】 また、そのマニュアルをテキストとして使用した「令和6年度請負契約等事務説明会」(令和6年4月12日開催)において、上記の検査確認を強調して説明した。【2ーエ】 さらに、センターは、令和6年11月から樹木剪定等委託契約の受託者に対して、契約締結時に業務実施状況写真の取扱いについて定めた書類を配布し、業務実施状況写真の撮影について適切に行うよう注意喚起を行っている。【2ーウ】 センターは、契約部署として、これまでは、履行完了後、履行場所である各学校から提出された検査調書、記録写真等を事務担当者が確認し、支出決定の回付の中で、主管課長代理、文書取扱主任、契約担当者(主管課長)も各書類の確認を行ってきた。令和6年11月からは、これに加えて、事務担当者が上記書類の確認をする際に、記録写真等について確認すべき事項をまとめた「樹木剪定等業務実施状況写真等確認表」を使用するとともに、事務担当者・副担当者による複数チェックを実施することとし、確認体制を強化している。【2ーウ】 (次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
48	教育庁	業務実施状況写真の撮影について受託者を適切に指導・監督すべきもの		(前頁から) また、本件の指摘事項は令和6年3月27日実施の学校経営支援センター所長・管理課長会で中部及び西部学校経営支援センター（以下「他センター」という。）に周知した。今後は、都立学校教育部が、こうした取組を他センターにも情報提供し、庁全体として再発防止を図ることとした。【2-エ】						
		1			2					
	ア	イ			ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎	○

〔令和５年度公営企業各会計決算審査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
49	交通局	有形固定資産を 適正に計上すべ きもの	固定資産台帳の数値と現物を照合したところ、交通事業会計の固定資産台帳において、処分したバスの帳簿価額及び車載放送装置、自動料金収納機等の帳簿価額の削除漏れがあった。 その結果、有形固定資産明細書のうち「車両」が１０２万５，４１５円、「工具、器具、備品」が６，６５１万６，６２９円それぞれ年度末償却未済高へ過大に計上されており、貸借対照表の資産の部、固定資産の有形固定資産が合わせて６，７５４万２，０４４円過大計上となっている。 局は、有形固定資産を適正に計上されたい。	指摘の発生原因を自動車部内で確認した結果、一部の事業所では本局で固定資産の管理をしていると考えていたため、認識の相違があった。 部は、令和６年４月３０日、全事業所に対し、削除漏れとなっている資産について、「資産備品抹消請求伝票兼不用品廃棄処分報告書」の同年５月２３日までの提出を指示し、同年６月２４日までに部で除却処理を完了した上で、同年７月３１日出力の固定資産台帳を全事業所に送付した。【１－ウ】 また、令和６年８月２１日付通知文及び同日に開催した所長会において、各所属長に対し、適正な事務処理について注意喚起した。【２－エ】 さらに、令和６年７月２３日及び同年９月２０日付通知文により、全ての事業所において、車載放送装置、自動料金収納機等について、他の備品と同様に備品管理票を作成・保管すること、毎年度固定資産台帳と現品の突合確認を行うことを指示した。あわせて、令和６年１０月７日から同年１２月３日までに実施した本局職員による全車庫・自動車工場への自主監査において、通知文に基づき各所における突合作業の実施状況を確認した上で、抽出により現物確認を実施した。これらの対応は今後毎年実施していく。【２－ウ】				
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
			◎				○	○

〔令和6年財政援助団体等監査〕

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
50	生活文化スポーツ局(学校法人戸板学園)	国際化推進補助に係る補助金を返還すべきもの	局は、私立学校経常費補助金交付要綱に基づき、海外に在留していた生徒又は児童の受入れを行った学校法人に対し、帰国子女1人当たり9万円の補助金を交付している。要綱によると、5月1日を基準日として、帰国後3年以内の者を補助対象とすることとしている。	局は、過大に交付した補助金9万円について、法人に対して返還を求めた。法人は、令和6年12月14日に補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書を提出し、令和7年3月11日に返還した。【1ーア】				
			ところで、局は、毎年度、教職員数や帰国子女等の受入状況等、経常費補助金の算定に必要な実績を、「私立学校教育助成金調査表(B表)」(以下「B表」という。)により調査している。	局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うことについて、令和7年1月28日に所管部署内の担当者会議において、審査の際には生徒の帰国日を必ず確認するよう担当職員に周知徹底した。【2ーエ】				
			そこで、法人が設置している三田国際学園高等学校における帰国子女等の受入れについてB表を見たところ、令和4年度において補助対象とした8名の生徒のうちの1名が平成31年3月に帰国しており、帰国後3年を超えているにもかかわらず、法人は補助対象に算入しており、適正でない。					
			この結果、補助金9万円が過大に交付されている。					
	1		2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
51	生活文化スポーツ局(学校法人東京成徳学園)	私立高等学校都内生就学促進補助金を返還すべきもの	局は、都内公立中学生に対する就学促進と広く生徒募集等に係る広報活動の推進に資するため、「私立高等学校都内生就学促進補助金」を都内公立中学校出身者数に補助単価を乗じる等により私立高等学校に交付している。	局は、過大に交付した補助金計6万8,400円について、法人に対して、返還を求めた。				
			ところで、法人が設置している東京成徳大学高等学校における補助金について見たところ、補助対象人数に、都内公立中学校出身者以外の4名が含まれており適正でない。	法人は、令和6年10月23日に補助金の返還及び事務の改善に係るてん末書を局に提出し、令和7年1月15日に返還した。				
			この結果、令和5年度において6万8,400円が過大に交付されている。	【1ーア】				
	1		2	局は、学校法人向けに申請書の提出依頼をする際の周知文書「交付申請書の作成に当たって」に、補助金算定の対象外となる生徒についての文言をさらに強調して記載した。【2ーウ】				
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
	◎						○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
52	福祉局（地方独立 行政法人東京都 健康長寿医療セ ンター）	特命随意契約の 締結に当たり、規 程に基づき、相手 方を選定した根 拠を明確にした 上で契約を締結 すべきもの	法人は、現行の医療情報シ ステムが令和7年12月31日 に運用を終了する予定であ るため、次期システムに係 る導入支援業務をAとの委 託契約により実施している。 本契約は特命随意契約であ り、特命理由書には、昨今 の物価高騰や病院の経営状 況を踏まえ、高いハードル のコストダウンが求められ ているのが現状であり、複 数の国立病院等においてシ ステムの導入に当たり大幅 なコストダウンを実現させ た実績を持つAを契約相手 とする旨が記載されていた 。また、契約相手を選定す る業者選定委員会において も、この特命理由によりA を選定していた。 そこで、法人が、次期シス テムの導入において大幅な コストダウンが可能である のはAであると判断するに 際して使用した、コストダ ウンの実績や手法、削減可 能な金額等に関する確認資 料を法人に求めたが、確認 できるものはなかった。 さらに、法人は、契約事務 細則に定める「緊急の必 要により競争に付すること ができない場合」に該当す るとして、本契約を特命随 意契約により締結したとし ているが、特命理由書には そのことが全く記載され ておらず、特命随意契約の 根拠として明確に確認で きる状態ではなかった。 法人が、Aを本契約の相手 方 に選定した根拠が不明確な 状況であることは、特命随 意契約の手続において適切 でない。 法人は、特命随意契約の締 結に当たり、規程に基づ き、相手方を選定した根拠 を明確にした上で、契約を 締結されたい。	指摘の発生原因は、起案部 署及び契約管財係による特 命理由や根拠の確認不足 である。 そのため、法人は、令和6 年11月12日付けで通知 文を发出し、特命随意契約 の締結に当たっては、特命 理由書を分かりやすく記載 することや根拠となる資料 を添付することを全事務職 員へ周知した。 また、同日に開催した、経 営部門の課長・係長会にお いて、事務部長より、監査 指摘の対象となった事案の 概要や具体的指摘内容等も 含めて説明し、再発防止の 徹底を期した。 なお、監査結果とその対応 について、令和7年3月24 日に開催したセンター運営 会議に報告を行った。【2- エ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
53	福祉局 (地方独立 行政法人東京都 健康長寿医療セ ンター)	地震発生時の職 員の参集基準に ついて記載の統 一を図るべきも の	法人は、首都直下型地震等の災害時に、直ちに患者及び職員の安全を確保し病院施設・設備の保全を図るとともに、被災者を救護する役割を担うため、「東京都健康長寿医療センターBCP－震災編－」を策定し職員の参集基準を定めている。また、BCPに基づき「危機管理マニュアル」を策定し、令和5年度からは、法人の全職員に対して、災害発生時における職員の初動対応の周知等のため、携帯用の防災カードを配付しこれらに参集基準を記載している。 ところで、法人は災害拠点病院に指定されており、災害発生時における初動体制確保のためには、必要となる職員の確保が重要である。 そこで、これらの参集基準を確認したところ、危機管理マニュアル及び防災カードに記載された大規模地震発生時の参集基準がBCPのそれと異なる内容となっていることが認められた。 こうしたことは、災害拠点病院としての初動対応に支障が生じる恐れがあることから適切でない。 法人は、BCP等における地震発生時の参集基準の記載について、業務継続体制が確実に確保されるよう統一されたい。	法人は、令和6年11月1日付けで、BCPの参集基準を見直した上で改訂し、同時に危機管理マニュアルにおける参集基準がBCPと統一されるように改訂した。 改訂内容については、令和6年11月6日に職員ポータルサイトを通じて周知した。 また、職員が携帯している防災カードの修正については、改訂した参集基準のシールを作成し、令和7年2月4日職員に配布した。 【1－エ】 指摘の発生原因は、BCP、危機管理マニュアル及び防災カードの記載が整合すべきとの認識が不足していたことである。 そのため、法人は、今後、BCP及び危機管理マニュアルを改訂する場合は、両者を一体的に検討し、相互にかい離が生じないように留意するとともに、その改訂内容を正しく防災カードにも記載する。 なお、令和6年10月29日の各部署の防災担当が参加する会議において、BCP、危機管理マニュアル及び防災カードの記載の整合性を確認するとともに、周知を行った。 また、職員に正しい参集基準が周知されるよう、令和7年1月28日に災害対策本部立ち上げ訓練を実施するとともに、同日に全職員を対象に、統一された参集基準に基づく、安否確認システムを活用した安否状況の確認及び参集訓練を実施することで、防災意識の向上を図った。 なお、監査結果とその対応について、令和7年3月24日に開催したセンター運営会議に報告を行った。【2－ウ、2－エ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
54	福祉局(地方独立 行政法人東京都 健康長寿医療セ ンター)	コンプライアンス研修について 検討し、内部統制 の取組の実効性 を確保すべきもの	法人の内部統制に関する規程では、法令等の遵守などを目的として、内部統制を整備するとともに、継続的にその取組の見直しを図っている。法人ではセンター運営会議において経営担当の理事が理事長のもと内部統制を統括しており、法令等の遵守に関する研修等を実施することとしている。 このうち、コンプライアンス研修については、汚職をはじめとする職員の非行を未然に防止するため、倫理規程に基づき、全職員に対して実施することとしている。また、実施通知によると、全職員が5年間に1回は受講するしっ皆研修とされている。 そこで、コンプライアンス研修の実施状況について見たところ、以下のとおりであった。 (1) 令和4年度については対象となる職員のうち16.4%、令和5年度については13.9%の職員が受講しておらず、しっ皆研修の受講状況としては不十分である。 (2) 研修の内容の多くは情報セキュリティ・個人情報保護研修の内容と重複しており、汚職や非行の防止のために必須となる事項が含まれておらず、研修の目的に照らして不十分であった。 (3) 他の研修については1年間に1回受講するしっ皆研修とされているのに対し、コンプライアンス研修は5年に1回の受講とされている。令和元年度から令和5年度までの間に職員の懲戒処分事案が複数発生していることから、現行の研修頻度は十分であるとは言えない。 法人は、センター運営会議において研修の実施方法や内容などについて検討し、内部統制の取組の実効性を確保されたい。	法人は、令和7年3月3日に経営企画局長の決定により、令和7年度研修基本計画から、コンプライアンス研修の実施頻度を、毎年度しっ皆の研修に改めることとし、研修の受講率向上のため、実施方法を集合研修から e-ラーニングへ変更することとした。 また、従来から定められていた研修の目的に対して、研修内容が不十分であった汚職や非行防止に関する項目については、令和6年度の研修より、項目を追加することとした。 上記、計画の改定と研修内容の見直しについて、令和7年3月24日に開催したセンター運営会議に報告を行った。 また、研修内容を見直して実施した、令和6年11月7日、12日及び13日の研修の未受講率は24.7%、未受講者は75名であったが、退職者等を除く未受講者68名に対しては、研修教材を配布し、確認テストを実施する補講を行った結果、受講率は100%を達成した。【2-ウ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
55	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	公務災害の補償 請求について、地方公務員災害補償基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行うべきもの	公務上の災害を受けた場合、地方公務員災害補償法に基づき、災害を受けた職員（被災職員）に対し、被災職員の所属する地方公共団体等に代わって、地方公務員災害補償基金が必要な補償等を実施することとなっている。多摩北部医療センターにおいて、センターの職員が公務災害で受診した案件について確認したところ、基金への公務災害の認定請求、認定後の補償請求が行われていないため、診療費が未収金のままとなっている事例が認められた。 公務災害の補償を受ける権利は、法により時効があることから、権利が消滅する前に補償請求を行う必要がある。しかしながら、センターでは、監査日現在、公務災害に関する進行管理が適切に行われておらず、既に時効で補償請求ができない案件も見受けられる状況となっている。 センターは、公務災害の認定請求から認定後の補償請求について、基金への請求漏れが発生しないよう進行管理を適切に行われたい。	センターでは、事実確認時点（令和6年11月22日）で時効が到来していない未処理案件について、令和7年4月10日までに請求手続を完了した。【1－エ】指摘の発生原因は、申請手続等の進行管理を担当者のみで行っていたこと、及び関係部署との進行状況の共有が不十分であったことである。 そのため、センターでは、令和7年1月27日までに、公務災害の認定請求手続等の進行管理について、「公災・労災状況一覧」にて請求から治癒申告に至るまでの状況を総務課及び医事課で共有する方法に改めた。 また、センターでは、毎月開催している安全衛生委員会で報告する公務災害事故報告の資料にも請求手続の進行状況を記載し、当該委員会においても進行管理を行うこととするなど、公務災害の認定請求漏れや基金への療養費の請求漏れがないよう、センター全体で進行管理を徹底する体制を整備した。【2－ウ】 法人では、令和7年1月30日付通知文により各病院等に対して事案の共有及び注意喚起を行った。 また、速やかな事務遂行について令和7年3月10日付通知文により各病院等に通知するとともに、次年度の内部監査で確認を行う。【2－エ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
56	保健医療局(地方独立行政法人東京都立病院機構)	未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行うべきもの	墨東病院は、外国人の患者が多く、診療費の未収金の発生も多く生じるところであるが、その回収に向けては、弁護士等へ債権回収委託するなど積極的に取り組んできているところである。 ところで、病院における過年度の未収金で高額となっている案件について見たところ、 (1) 交通事故により救急搬送され、現金の持ち合わせがないとして徴収猶予申請書が提出されているが、交通事故の相手方の自賠責保険等により支払うとされていた案件 (2) 日本への旅行中に救急搬送され、海外にいる家族からその診療費を分割支払されていた案件 が認められた。 しかしながら、監査日現在、 (1) は、自賠責の相手方との連絡が滞り、1年以上督促等を行っていない。また、(2) は、海外にいる家族との連絡が滞り、3年以上督促等を行っていない。 未収金の回収は、債務者等の現状を把握し、機を逸することなく対応することが必要であるため、病院のこのような未収金の管理状況は適切でない。 病院は、未収金の管理に当たり、債務者等への対応を適切に行われたい。	(1)については、令和6年11月15日及び同月19日、損害保険会社への診療費の支払手続を依頼するため、患者本人が既に帰国していたことから患者家族に連絡したが、連絡がつかなかった。 そのため、病院による回収は困難と判断し、債権回収を委託している弁護士に対し、令和6年12月27日付けで本件の回収を委任した。 (2)については、令和6年11月、病院は、患者の家族に連絡して支払を依頼し、令和7年1月14日、病院は患者家族から一部入金を確認した。残金については、同年3月17日までに支払計画を提出するよう求めていたが、患者家族からの返信がなかったため、患者家族に弁護士に債権回収を委任する旨の連絡をし、同月18日付けで委任した。【1ーア】 本指摘の原因は、病院では未収金担当者1名が進捗管理・回収業務を行っており、他の職員は業務を把握できない状況であったことである。このため、以下の再発防止策を実施する。 ・ 病院は、交通事故の案件については、患者・加害者・損害保険会社と継続的に交渉し、診療費の支払までのスケジュールを交通事故未収金管理表を用いて管理することとした。毎月最低1回は状況確認を行い、スケジュールどおりにいかない場合には速やかに修正案を作成し、請求可能な状態を継続するとともに、適切に回収の取組を行う。【2ーウ】 ・ 病院は、診療費が分割支払いされている案件については、分割納入者管理リストに基づき入金予定日に入金を確認することにより、入金期日の管理を徹底し、入金を確認できない場合には速やかに催告を行うこととした。【2ーウ】 (次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
56	保健医療局(地方 独立行政法人東京 都立病院機構)	未収金の管理に 当たり、債務者等 への対応を適切 に行うべきもの		(前頁から) ・ 病院は、未収金高額上位20 件について、高額案件管理表を 用いて管理し、毎月最低1回 は、医事課長を交えた打合せを 行い、医事課の職員やMSW(医 療ソーシャルワーカー)など関 係者で情報共有を行うととも に、今後の回収に係る方針を決 定することとした。【2ーウ】 ・ 法人は、令和7年1月30日 付通知文により、各病院等に対 して事案の共有と注意喚起を行 った。また、全病院・所の事務 局長が参加する令和6 年11月28日開催の事務局 長会において、回収困難なもの は弁護士委任を積極的に活用 するように周知した。【2ーエ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○
	57	保健医療局(地方 独立行政法人東京 都立病院機構)	修繕契約を適正 に行うべきもの	荏原病院では、地下1階及び 地下2階の防火シャッター開閉 機の修繕のため、病院の建物管 理委託契約の契約相手と5件の 特命随意契約を締結している。 これらの契約について見たと ころ、以下の不適正な事例が認 められた。 (1)病院の事務決裁規程では、 予定価格が400万円未満 の請負契約は課長等の決裁 権限事案、予定価格が400 万円以上2,000万円未満 の請負契約は部長等の決裁 権限事案と定めている。 病院は、本修繕を5件の契 約に分割し、それぞれ が400万円未満の請負契 約であることから、課長等の 決裁権限事案として処理し ている。 5件の契約は全て防火シャ ッター開閉機の修繕であ り、一体として契約すること が可能な案件であるが、分割 発注した理由について病院 に確認したところ、明確な理 由はなく、契約相手との調整 による結果であるとしてい る。 (次頁へ続く)	病院は、受注者から令和6 年10月10日に下請負届の提 出を受け、確認した。【1ーエ】 (1)については、一括して契 約すべき案件であるとの認識が 契約担当者に不足していたこと により、案件ごとに発注したもの である。 そのため、病院は令和6年12 月9日に総務課契約管財グルー プの係会を開催し、事例を係内で 共有するとともに、職員に明確な 理由がないにもかかわらず分割 発注を行わないように注意喚起 した。 (2)についても、上記の係会 において事例を共有するととも に、職員に特記仕様書に沿った適 切な監理を行うように注意喚起 した。 また、病院は、契約台帳に決定 権者を表示する欄を設けて分割 発注に気付きやすくするととも に、再委託の有無を表示する欄を 設け、担当職員とリーダーが案件 ごとに確認を行うこととした。 【2ーウ】 法人は、令和7年1月30日付 通知文により各病院等に対して 事案の共有及び注意喚起を行っ た。【2ーエ】							
1						2						
ア						イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
◎											○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
57	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	修繕契約を適正 に行うべきもの	(前頁から) しかしながら、予定価格 が400万円以上2,000 万円未満の請負契約は部長 等の決裁権限事案となるた め、明確な理由がないまま分 割発注を行うことは適正で ない。 (2)本修繕の特記仕様書では、 受注者は、現場代理人、監理 技術者及び主任技術者を発 注者へ通知することとして いるが、監査日現在、その通 知がなされておらず適正で ない。また、その後、監査日 以降に改めて提出された同 通知を確認したところ、当該 修繕について受注者が下請 けに出していたことが判明 したが、病院の監督員へその 通知は行われておらず、病院 がこれを把握していなかつ たことは適正でない。 病院は、明確な理由がないま ま分割発注を行わないようす るとともに、特記仕様書に沿 った適切な監理を行うよう、修繕 契約を適正に行われたい。						
			1	2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ
				○			◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
58	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	業務報告の方法 について仕様書 に記載するとと もに、適切に履行 確認すべきもの	多摩北部医療センターは、栄養科厨房や病院屋外の清掃業務を委託している。 本委託契約の仕様書内容及び履行状況を確認したところ、次のとおり適切でない事例が認められた。 (1) 栄養科厨房の清掃業務は、定期清掃と特別清掃があり、仕様書において「受託者は毎回の業務終了後、当日の勤務者名、業務内容、及び各清掃箇所の写真を委託者に提出すること。」と定めている。 しかし、定期清掃においてはその報告がなく、特別清掃においては、月に一度の報告会で報告されているなど、仕様書と異なっており、履行確認が不十分である。 (2) 病院屋外清掃業務においては、仕様書の中では業務報告をすることを定めていなかった。支出の根拠となる履行確認をするためには、仕様書に基づく業務報告書の提出は必要不可欠であるが、仕様書に定めないまま、業務報告をさせている。 センターは、業務報告の方法について仕様書に記載するとともに、適切に履行確認をされた	(1) について、センターは栄養科厨房内清掃業務について、仕様書記載の履行確認方法に基づき、当該業務終了後、速やかに業務報告するよう受託者に指導し、監査直後の令和6年11月履行分から仕様書にのっとりた作業報告書により履行確認を行っている。【2ーイ】 (2) について、センターは病院屋外清掃等業務委託について、令和7年1月1日付けで仕様書に業務報告に関する項目を設ける契約変更を行った上で、仕様書にのっとりた作業報告書により履行確認を行っている。【2ーイ】 指摘の発生原因は、履行確認に対する理解不足であるため、センターでは、令和6年10月18日に契約担当者間で今回の事案を共有するとともに、契約締結前に仕様書記載内容を契約担当者と受託業者で相互に確認し、理解の促進を図ることとした。【2ーウ】 法人は、令和7年1月30日付通知文により各病院等に対して事案の共有及び注意喚起を行った。【2ーエ】								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										○	◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
59	保健医療局(地方独立行政法人東京都立病院機構)	院外職員住宅の借上げに当たり今後検討すべきもの	病院では、病院の大規模改修工事に伴い、住宅数が縮小されることから、院外住宅を令和6年3月から新たに借り上げている。 本契約の経緯は、病院が信託銀行に口頭にて業者の仲介を依頼し、その後、銀行から住宅業者を紹介してもらい、その住宅業者より土地オーナー親族の紹介を受け、土地オーナー親族が代表を務めるAと特命随意契約にて賃貸借契約を締結している。 病院は、契約前にAとの間で合意書を取り交わしており、Aは、病院が住宅全て（1棟17戸）を25年間借り入れる前提で、A社長親族の所有地に新築住宅を建築している。Aは、住宅業者に住宅建築を発注、更にその関係管理会社にその後の管理を発注、また親族には土地使用料を支払い、病院は、管理会社経由でAに家賃を支払うという枠組みとなっている。 ところで、賃貸借契約について見たところ、以下の不適切な事例が認められた。 （1）契約事務処理要綱では、土地、建物に係る賃貸借契約は、慣行上合理的な期間としており、法人は、本件以外の院外住宅については2年更新の契約を行っている。 一方、本件の賃貸借契約は、契約期間が25年間と長期的なものとなっており、この契約期間については、Aとの交渉によるものとしている。また、中途解約については、契約残金額相当の違約金を一括にて支払う契約内容となっており、事実上、解約はできないものとなっている。 （次頁へ続く）	本指摘の原因は、院外職員住宅の借上げに関して長期契約締結の際に法人本部が関与するルールが定められていなかったことである。 このため、職員住宅を院外で確保する案件が発生した場合、2年更新を原則とし、例外的に2年を超えての長期契約を締結する必要がある場合は、契約締結前に法人本部所管部署（総務部人事課人事グループ人事担当（給与・労務班））が関与するルールを定め、各病院等に対して令和7年2月5日付通知文により通知した。所管部署は、各病院等から協議があった場合、その内容を法人本部関係部署（事業推進部契約調整課契約調整グループ契約制度担当）と共有し、契約方法・条件等が適切なものになっているか十分確認するとともに、必要な助言等を行う。【2ーウ、2ーエ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
59	保健医療局(地方 独立行政法人東 京都立病院機構)	院外職員住宅の 借上げに当たり 今後検討すべき もの	(前頁から) しかしながら、要綱に基 づかない契約を行っている ことは適正でなく、さらに、 今後の経済情勢などは不確 定な要素も多くあることか ら、長期の契約については より慎重な姿勢が求められ るため、長期契約の在り方 について検討されたい。						
			(2) 本件は病院で契約を行っ たものであるが、ガバナン ス上、法人本部の関与を確 認したところ、本部の関与 はまったくなく、契約後に 内容を把握したとのことで あった。						
			しかしながら、内部統制 の観点からも、本件のよう な特殊な契約については、 当初から本部が関与できる 体制づくりが求められるた め、そのガバナンス体制を 検討されたい。						
			法人は、院外職員住宅の 借上げに当たって、契約方 法の在り方及び本部のガバ ナンス体制など、今後検討 するよう改められたい。						
	1		2						
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
							◎	○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
60	産業労働局(地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター)	成長産業分野の海外展示会出展に係るアドバイザー業務委託に係る資金についての請求及び概算払による交付を適切に行うべきもの	局は、都市の課題を解決する成長産業分野への参入機会を広げるため、海外展示会への都内中小企業の出展を支援し、出展する企業に対してサポートなどを行う「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を実施している。このうち、技術的側面からのサポート・アドバイス、出展物等の性能・精度に関する測定の支援などについて、法人と委託契約を締結している。 本委託契約に係る資金については、資金計画を定め、これに基づき、法人からの請求を受けた局が半期ごとの概算払により交付を行うこととしている。 ところで、概算払とは、経費の確定を待たずに概算額をもって支払うものであり、相手方に資金の便宜を与えるものであるから、概算で支払う額は、厳に必要の限度にとどめなければならないとともに、不要不急の資金を交付することのないよう、適時適切な資金交付とすべきである。 そこで、この契約における交付から精算までの状況を確認したところ、令和4年度及び令和5年度とも、契約金額の全額が交付されているが、上半期が終了した時点で、多額の未執行が生じていること、精算においては、契約金額の大半が返納になっていることが認められた。 このことについて、法人によると、出展物等の性能・精度に関する測定の支援は、上半期が展示会の準備に向けたもの、下半期が展示会後の商談先からの要望等に基づくものと、測定の目的が変わるため、資金計画どおりの支援体制を整えたが、結果的に企業からの依頼がほとんどなかったことが主な要因であるとしている。 (次頁へ続く)	指摘の発生原因は、法人及び局ともに、上半期の執行状況及び下半期の執行見込みについて、十分な精査を行わず、当初の資金計画に基づき下半期の請求・支出を行ったことである。 局は、令和6年度の出展支援企業に対して、令和6年11月の医療分野の展示会出展後、令和7年3月末までの法人の支援サービスの利用予定についてアンケートを実施し、結果を法人に共有した。 法人は、令和6年度の上半期の執行状況及び局が実施したアンケート結果を基に令和7年3月末までの支援サービスの利用見込みを精査し、令和6年度下半期の資金計画の見直しを行い、令和6年12月17日付けで局に変更申請を行った。 局は、申請内容を検討し妥当と認めたため、令和7年1月6日付けで承認を行った。【2-イ】 今後は、局と法人で調整を行った上で資金計画を定める。 局は、例年11月に行われる医療分野の展示会終了後に、支援企業に対し、今後の法人の支援サービスの利用予定についてアンケートを実施し、結果を法人に共有する。 法人は、上半期の執行状況及び局が実施したアンケート結果を基に今後の支援サービスの利用見込みを精査し、下半期の必要経費を精査の上、必要経費の請求または資金計画の見直し等を適切に行っていく。 局は、法人からの上半期の執行状況の報告を踏まえ、下半期の必要経費を十分に確認し、適切な資金交付を行っていく。【2-ウ】 局は、令和7年1月7日付通知文により、概算払の取扱いに関する留意点について、局内に周知した。 局は、令和7年1月23日付通知文により、当該指摘事例や留意点について、局内へ周知した。【2-エ】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
60	産業労働局(地方 独立行政法人東 京都立産業技術 研究センター)	成長産業分野の 海外展示会出展 に係るアドバイ ザリー業務委託 に係る資金につ いての請求及び 概算払による交 付を適切に行う べきもの	(前頁から) しかしながら、上半期が終了 した時点で、委託業務全般で多 額の未執行が生じていることを 踏まえると、下半期に必要な 資金についての精査が必要で あったにもかかわらず、法人は、 上半期の状況報告の中で、今後 の見込みについて「当初予定ど おりの支出を想定」として、資 金計画どおりに請求し、局も十 分に確認することなく交付した ことは、上述した概算払の趣旨 に沿ったものとは言えず、適切 でない。 法人は、成長産業分野の海外 展示会出展に係るアドバイザリ ー業務委託に係る資金につい て、執行状況を踏まえた上で、 適切に請求をされたい。 局は、概算払による資金交付 を適切に行われたい。					
					1		2	
					ア	イ	ウ	エ
						◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
61	港湾局(新中央航空株式会社、全日本空輸株式会社)	補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの	局は、航空保安検査補助金交付要綱に基づき、両社に対し、要綱に定める補助対象路線において航空運送事業を継続的に経営する事業者として、要綱に定める空港における保安検査機器の購入費用に要する費用の50%以内の金額を補助している。 また、東京都補助金等交付規則では、補助対象事業者が補助金の交付を受け取得した財産を、補助金交付の目的に反して使用等するときは、あらかじめ知事の承認を受けさせなければならない旨の定めがあり、要綱にも同様の事項が記載されている。 令和4年度及び令和5年度における補助事業の実施状況等を見たところ、保安検査機器が、両社以外の事業者が運航する補助対象外路線の搭乗客に対しても使用されていることが認められた。 局は、会社に、平成30年10月に、平成27年度の交付分について、補助対象外路線に係る使用割合相当額として、座席数であん分した額を返還させていることからしても、この時点で、保安検査機器が補助対象外路線の搭乗客に対して使用される場合は、補助金額決定の取扱いを要綱に明確に定めるべきであったにもかかわらず、これらの取扱いを明確に要綱に定めておらず、令和4年度及び令和5年度においても、補助金の過大交付が生じており、適切でない。 要綱に定める知事の承認を得た上で、補助対象外路線相当額を補助対象経費から除外すべきであり、その額を座席数に基づき試算すれば、過大となる補助金は、両社合計で62万9,917円となる。 (次頁へ続く)	局は、過大に交付した補助金62万9,917円について返還を求め、令和7年2月28日に両社より返還された。【1-ア】 指摘の発生原因は、局及び両社において、「航空保安検査補助金交付要綱」に定められている当該補助の対象への認識に誤りがあったことである。 そのため、局は、補助金額決定の取扱いを検討し、令和7年3月に要綱を改正した。当該要綱において、補助対象路線及び補助対象事業者の定義を明確にした上で、補助対象経費の算出の際に、機器購入経費から補助対象外の路線に供する経費を除外することを明記した。【2-ア】

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
61	港湾局(新中央航空株式会社、全日本空輸株式会社)				補助金を返還するとともに補助金額決定の取扱いを適切に定めるべきもの				(前頁から) 両社は、過大となる補助金を返還されたい。 局は、両社に対し、過大となる補助金の返還を求めるとともに、要綱に補助金額決定の取扱いを適切に定められたい。	
	1				2					
	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
	◎				○					
62	港湾局(東海汽船株式会社)				補助金を返還すべきもの				港湾局は、会社に対し、令和4年1月から同年12月までの東京(竹芝)・神津島航路における収益から費用を差し引いた実績欠損額の2分の1について、令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格高騰緊急対策に係る離島航路補助金を交付している。 この補助金の算定の基礎となる費用について見たところ、国庫補助金が充てられていたものが認められた。 都から交付される補助金は、航路における収益から費用を差し引いた実績欠損額を基礎に算定されることから、算定に当たっては、費用に国庫補助対象経費を含め、かつ、収益に国庫補助金を含めることとするのが相当である。 しかしながら、国庫補助対象事業のうち、抗菌・抗ウイルスフィルターの購入については、購入費用13万4,000円が運航雑費として費用に含まれていたにもかかわらず、国庫補助金6万7,000円が営業雑収入として収益に含まれていないことが認められた。 このため、実績欠損額が6万7,000円過大に算定された結果、都から交付される補助金が3万3,500円過大に交付されていることは適切でない。 会社は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、過大に交付された補助金の返還を求められたい。	局は、過大に交付した補助金3万3,500円について返還を求め、令和7年2月14日に会社より返還された。【1-ア】 指摘の発生原因は、会社が離島航路補助金以外の補助金を別途活用していたことを局として把握できていなかったことである。 そのため、局は、令和7年1月、会社に対し、適正な実績数値を報告するよう、指導した。また、毎年度実施する離島航路補助金立入検査に際し、事前に他の補助金の活用状況について会社に確認を行い、実査の際に当該補助金が収益に計上されているかチェックすることとした。さらに、前記の再発防止策が今後確実に実施されるよう、離島航路補助金立入検査で用いる検査マニュアルを令和7年1月に更新した。【2-ウ、2-エ】
	1				2					
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
◎						○	○			

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要						
	措置区分									
63	交通局（東京交通サービス株式会社）	廃棄物の処理を適正に行うべきもの	産業廃棄物及び機密書類の処理に係る会社の委託契約について見たところ、次のとおり適正でない点が認められた。 （ア）契約書及びマニフェストについて 産業廃棄物処理委託の契約書には、収集運搬業、処分業の許可証の写しを添付しなければならないが、添付されていない。 また、受託者に対して産業廃棄物の種類等を記載したマニフェストを交付しなければならないが、会社は自ら内容を記載しておらず、受託者が全てを記載している。 （イ）水銀が使用されている製品の処理について 水銀使用製品産業廃棄物は、収集運搬、処分それぞれについて許可を有する者に委託しなければならないが、会社は受託者が必要な許可を有しているか確認しなかった結果、処分業の許可を有していない者と契約している。 また、マニフェストには、排出物に当該廃棄物が含まれることを記載しなければならないが、受託者に作成を任せただけの結果、このことが記載されていない。 （ウ）機密書類の処理について 本件で処分する機密書類は一般廃棄物に分類される。また、廃棄物の処理業者はその処理を他人に委託してはならないと定められている。しかしながら、会社は、書類を一般廃棄物とせず、産業廃棄物として処理を委託しており、受託者が書類の処理を再委託していることを看過している。 また、会社は、書類の処理について確認しないまま検査完了としている。 これらの状況は、会社が廃棄物処理法の規定を十分に理解していないことが原因となっている。 会社は、廃棄物の処理を適正に行われたい。	指摘の発生原因は、廃棄物処理の事務手続を行う担当者が廃棄物処理法の規定を十分に理解していないことである。 そのため、会社は、令和6年12月26日に各部の課長を対象として、今回の指摘の内容と一般廃棄物及び産業廃棄物を処理する上での注意事項を周知徹底した。【2－エ】 さらに「廃棄物処理の事務手引き」を作成し、令和7年1月29日に、各課の担当者に適正な廃棄物処理の事務手続について周知するとともに、社内情報システムの掲示板に掲出し周知を図った。【2－ウ】						
			1		2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
64	交通局（東京交通サービス株式会社）	日常的な維持修繕について契約方法を検討し適切に運用するための規程等を整備すべきもの	会社は、局から依頼された日常的に発生する軽微な維持修繕について、それぞれ契約締結前に修繕を行わせ、その結果を毎月1回程度まとめて事後に1件の緊急契約とし、完了検査もまとめて1件として処理しているが、このような緊急契約の方法は会社の規程では定められていない。 また、事後の契約に基づいて1件にまとめた履行完了届を補完するものとして、相手方から提出されている個々の修繕に係る完了報告書に確認の押印や署名がないなど、当該案件の監督員がその都度完了を確認したことを確認できず、適時の検査となっていないことは適切でない。 都では、例えば、繰り返し発生することが見込まれる維持補修について、競争契約によって必要な工種ごとの単価を定めた契約としておき、補修が必要となった場合には指示書で契約の相手方に施工を指示し、工事完了後に契約の相手方が提出する工事完了届等により出来高を確認し対価を支払う「単価契約工事」によって対応している。 会社は、日常的な維持修繕を適切に処理するための契約方法を検討し、これを適切に運用するための事務手続等を詳細に定める必要がある。 会社は、日常的な維持修繕について契約方法を検討し、これを適切に運用するための規程等を整備されたい。	指摘の発生原因は、1件当たり数万円の修繕が年間1,500件程度と頻発する中、日常的な維持修繕を適切に処理するための契約方法及びそれを運用する事務手続等が定められていないことである。 そのため、会社は、競争等契約参加資格者名簿を元に、日常的な維持修繕に対応可能な者をあらかじめ指名業者選考委員会の審議を経て登録し、登録者と毎年度、協定を締結する仕組みとした。その上で、修繕が必要となった際は、登録者の中から、地域性、迅速性等を勘案して緊急修繕履行依頼書兼受注書を交付し、相手方の承諾をもって契約の締結とみなすこととした。また、完了検査は修繕ごとに実施するよう整理した。これらの取扱いを定めた「都営地下鉄駅舎等修繕に関する要綱」を、令和7年4月1日付けで施行した。【2ーイ、2ーウ】				
			1		2			
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ
						◎	○	

〔令和 6 年行政監査〕

番号	対象局 (団体)				事項				監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分									
65	生活文化スポーツ局				ケア・コミッショナーを平時から選任すべきもの				都立施設を活用した一時滞在施設の管理者は、都立一時滞在施設が発災時に機能するよう平時に準備すべき事項や災害時の具体的な運用等を定めた運営計画をあらかじめ策定しておく必要がある。 また、施設管理者は、平時からケア・コミッショナーを職員の中から選任し、ケア・コミッショナーは、要配慮者等への対応の観点から、運営計画の策定等に参加することとなっている。 そこで、監査対象の各施設におけるケア・コミッショナー選任の状況について確認したところ、東京ウィメンズプラザにおいては、監査日現在、ケア・コミッショナーを選任しておらず、適切でない。	東京ウィメンズプラザは、令和6年11月1日付けで一時滞在施設運営マニュアルを改定し、ケア・コミッショナーの選任を行った。【1ーエ】 指摘の発生要因は、都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアルへの担当者の理解が不足していたことにあるため、庶務担当により後年度への引継ぎを確実にを行うこととした。【2ーウ】
	1				2				東京ウィメンズプラザは、ケア・コミッショナーを平時から選任されたい。	
ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
			◎			○				

令和 7 年 度
登 録 第 1 号

令和 7 年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第 1 回）

令和 7 年 6 月 発 行

編集・発行 東京都監査事務局総務課

新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電 話 03（5321）1111（代表）

都庁内線 55－531

03（5320）7017（直通）

U R L <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印 刷 株式会社 三州社

電 話 0 3 （ 3 4 3 3 ） 1 4 8 1

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

